

つくば市「つくばスーパーサイエンスシティ構想」の概要



つくばスーパーサイエンスシティ構想

～科学で新たな選択肢を、人々に多様な幸せを～



社会全体が一人ひとりを包み込み、支え合う「誰一人取り残さない」SDGsの精神の下で、世界最高峰の科学技術を結集し、デジタル、ロボティクス等の最先端技術の社会実装と都市機能の最適化を進めていく。

これにより、住民参加を基盤とし、住民と住民、住民と行政のつながりを深化しつつ、出口の見えない社会課題の克服や革新的な暮らしやすさを実現する住民中心のスーパーシティを目指す。



市長
五十嵐 立青

全体統括者（アーキテクト）
筑波大学 鈴木健嗣 教授



実装に向けた取組

先端的サービスの実装

目指す社会

デジタル インフラ整備	マイナンバー・マイナンバーカード利用拡大、高齢者向けスマホ・タブレット配布 スマホアドバイザー配置
研究成果の 社会実装と エコシステム	つくばの研究機関（約150機関）から 生み出される研究成果を、実証実験 を経て社会実装
広範かつ大胆な 規制・制度改革	公職選挙法、住民基本台帳法、道路 構造令、道路交通法、道路運送 法、薬機法、行政機関個人情報保 護法、WTO政府調達協定等
民間事業者等の コミットメント	つくばスマートシティ協議会（産学公 47機関加盟）と連携、データ連携基 盤の構築
住民等の 意向の把握	住民投票、市長キャラバン、オーブ ンハウス、有識者会議、パブリックコメン ト、住民ワークショップ等
住民等の 個人情報の 適切な取扱い	つくば市個人情報保護条例等、職員 データ利活用研修、市独自の倫理原則

行政	先端的行政サービス（つくばトラスト） ①インターネット投票、②多言語ポータルアプリ、 ③行政手続DX、④行政ビッグデータの活用
移動	先端的移動サービス（つくばモビリティ） ①周辺部コミュニティ・モビリティの導入、②中心部複 合MaaSの導入
物流	先端的物流サービス（つくばポーター） ①自動配送ロボットやドローン等による買物の利便 性向上、②移動スーパーの高度化
医療・ 介護	先端的医療・介護サービス（つくばヘルスケア） ①医療情報や生活習慣情報活用による健康寿 命延伸、②救急医療高度化、③医薬・介護・服 薬の連携、④個人への健康関連データの還元
防犯・ 防災・ インフラ	先端的防犯・防災・インフラサービス（つくばレジ エンス） ①インフラ・エネルギーマネジメント、②避難所・被 災状況の可視化、③地域防犯情報ネットワーク



- ① 移動の自由と健康な自立を人々へ提供し、安心して暮らせるために都市と郊外の二極化を是正する。
- ② 人生の各段階を支える行政サービスを人々へ提供し、信頼ある行政が支える多文化共生の社会を実現する。
- ③ 安全で持続可能な都市空間を人々へ提供し、活力ある都市力を向上させる。

つくば市「つくばスーパーサイエンスシティ構想」の概要

スマートキャンパス と スーパーシティ



デジタル・スマートキャンパス



つくばスーパーサイエンスシティ構想

連携事業者

大学国研
4機関民間企業
46社先進的な技術の社会実装に
基づき都市空間で科学する
筑波研究学園都市へつくば
モデル大学・国研の連携に
基づく産学公民体制に
よる研究学園都市型
スーパーシティの実現

社会実装に向けた取組

つくばスーパーシティ
倫理委員会社会実装支援・
フェーズ認定学生居住区
つくば未来都市
プロジェクト
(27名参画)
(参考資料1)キャンパス
MaaS
運行サイネージ
顔認証決済
交通流把握と予測自動物流
模擬実証自動運転
検証ゾーンスーパーシティの
先進実証フィールド水素燃料電
池バス活用医療
MaaS
救急救命高度化
病院の内外接続
モビリティ技術商業施設
(スーパー)
学生・職員
居住区学内循環バス路線
歩行者用道路の
機能強化

附属病院

つくば駅

学生数
16,516留学生数
2,251教職員数
5,264
(常勤)管理建物
約350棟学生宿舍
4000室

行政

移動

物流

医療・
介護防災・防災・
インフラ

データ連携基盤 (キャンパスOS)

キャンパスOSと
都市OSの
連携共通デジタルID基盤
(つくバス)

行政

移動

物流

医療・
介護防災・防災・
インフラインター
ネット投票、
行政手続DX、
つくばアプリつくばMaaS、
自動運転、
次世代モビ
リティ自動配送ロ
ボット、ド
ローン配送医療・生活
習慣情報活
用による健
康寿命延伸
等デジタルツ
イン、防
犯・防災支
援技術

データ連携基盤 (都市OSアーキテクチャ)

フェーズ0 (内的要因)

フェーズ1 (外的要因)

社会実装認定

「誰一人取り残さない」
精神の下で、世界最高
峰の科学技術を結集高齢者が特に多い地域
(小田地区)学生や外国人居住者の多い地域
(筑波大学周辺地区)子育て世代が多く、再開発も予
定されている地域
(つくば駅周辺地区)高齢者が特に多い地域
(宝陽台地区)つくばまちなか
デザイン株式会社
(地域運営会社と協力)

ブラウンフィールド (スマートキャンパス)

- ◆ 単身世帯及び外国人居住者の多い筑波大学周辺地域及び筑波大学キャンパス
- 住民数：13,212人 面積：5.28km²
- 実施予定の先端的服务：
- 先端的服务1、2、3、4、5

<目指すまちの姿>

- ✓ 多様性をいかした誰もが活躍できるまち
- ✓ 知識集約によってイノベーションを創出するまち

グリーンフィールド

- ◆ 国家公務員宿舎跡地の土地利用が検討されている街区（参考資料2）
- 住民数：0人 面積：0.064km²
- 実施予定の先端的服务：
- 先端的服务1、2、3、4、5

<目指すまちの姿>

- ✓ 住民のために新たな技術や価値を導入し、進化をつくるまち
- ✓ 知識集約によってイノベーションを創出するまち

ブラウンフィールド

- ◆ 子育て世代が多い地域（参考資料3）
- 住民数：14,677人 面積：2.26km²
- 実施予定の先端的服务：
- 先端的服务1、2、3、4、5

<目指す街の姿>

- ✓ 多様性をいかした誰もが活躍できるまち
- ✓ こどもを安心して生み育てられるまち

中心部



筑波大学周辺地区



70街区
(緑色のエリア)



つくば駅周辺地区

周辺部



小田地区



宝陽台地区

ブラウンフィールド

- ◆ 高齢者が特に多い地域（参考資料4）
- 住民数：1,795人 面積：6.75km²
- 高齢化率：39%超
- 実施予定の先端的服务：
- 先端的服务1、2、3、4、5

<目指すまちの姿>

- ✓ 人生100年時代に生涯いきいきと暮らせるまち

ブラウンフィールド

- ◆ 高齢者が特に多く、高齢者のみの世帯の割合も高い南部の地域（参考資料5）
- 住民数：1,290人 面積：0.23km²
- 高齢化率：55%超
- 実施予定の先端的服务：
- 先端的服务1、2、3、4、5

<目指すまちの姿>

- ✓ 人生100年時代に生涯いきいきと暮らせるまち

重点的に対象とする住民



高齢者



子育て
世代



学生



外国人

スーパーシティ構想の推進体制

市長を本部長とする「つくば市スマートシティ推進本部」が推進役となり、つくばスマートシティ協議会、公募で選定した連携事業者、その他連携機関と緊密な連携・協力関係を構築の下、スーパーシティ構想実現に向けて全庁横断的に取り組む。



連携事業者

連携事業者（50社）

連携して構想の実現に向けて取り組む事業者を公募

（国立研究開発法人）
 防災科学技術研究所
 農業・食品産業技術総合研究機構
 産業技術総合研究所

（国立大学法人）
 筑波大学

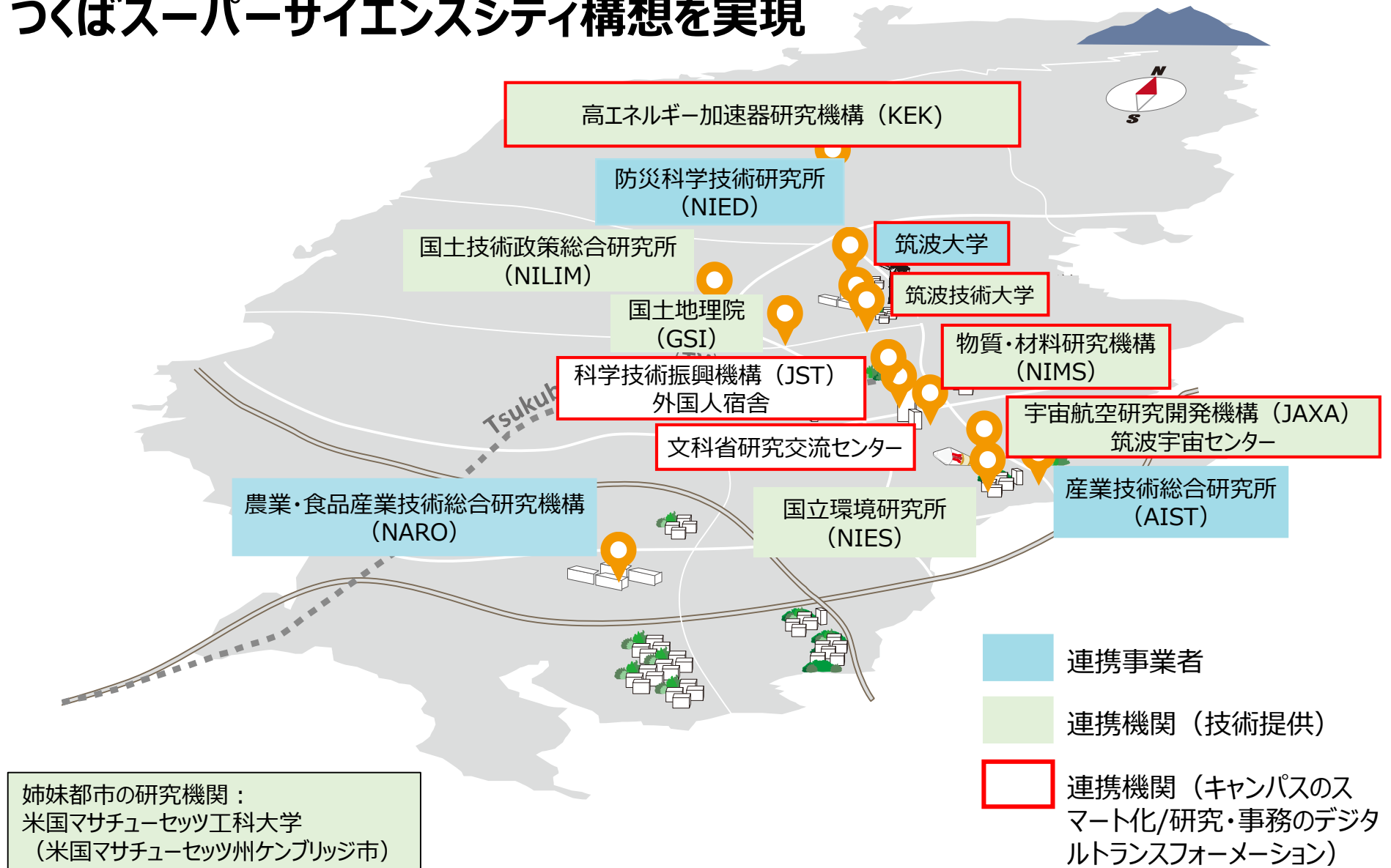
その他民間企業46社

連携機関

（国立研究開発法人）
 国立環境研究所
 科学技術振興機構外国人宿舍
 物質・材料研究機構
 宇宙航空研究開発機構筑波宇宙センター
 （国立大学法人）
 筑波技術大学
 （大学共同利用機関法人）
 高エネルギー加速器研究機構

国土交通省国土技術政策総合研究所
 国土交通省国土地理院
 文部科学省研究交流センター
 一般社団法人日本経済団体連合会
 株式会社日本政策投資銀行
 G20 Global Smart Cities Alliance

つくば地域の大学・研究機関のリソースを総動員し つくばスーパーサイエンスシティ構想を実現



先端的服务の概要



都市空間で科学する住民中心のスーパーシティ

社会全体が支え合う
「誰一取り残さない」精神



先端的服务医療介護サービス
(つくばヘルスケア)

人生100年時代に自立していきいきとした生活を

先端的服务のデータ連携による
まるごと未来都市構想

国研・民間研究機関



先端的服务行政サービス
(つくばトラスト)

データ駆動型の地域共生社会を

つくば市役所

マイナンバーカードを活用する
共通デジタルID (つくパス)

グリーンフィールド
(70街区)



先端的服务移動サービス
(つくばモビリティ)

必要なとき、必要な場所へあらゆる移動手段を

中心部
(筑波大学周辺地区)

中心部
(つくば駅周辺地区)

大学・国研連携を中核とした
スーパーシティエコシステム

周辺部
(小田地区)



先端的服务物流サービス
(つくばポーター)

どこに住んでいても快適に買物ができるまちを

地域課題を克服するための
大胆な規制・制度改革



先端的服务防犯・防災・インフラサービス
(つくばレジリエンス)

安全で持続可能な都市空間を

周辺部
(宝陽台地区)

都市OSを活用した
先進的データ連携基盤

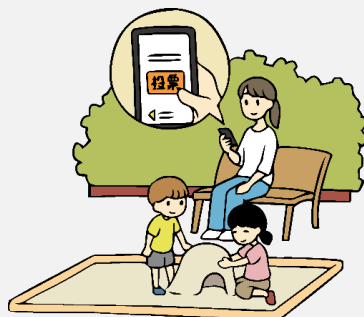


データ駆動型の地域共生社会を

規制の特例措置（公職選挙法、住民基本台帳法等）

- 投票場所について、インターネット投票については投票所以外の場所も認めること。
- 対面規制について、マイナンバーカードと署名用電子証明書を活用した公的個人認証により、市役所に来庁せずに住民異動届をスマートフォン等から行う場合については適用除外とすること。又はそれらの規定を廃止すること。等

① インターネット投票



- 投票における時間的、距離的負担を大きく軽減でき、移動が困難な人・忙しい人でも投票可能となることで、投票率向上が期待
- 接触の機会が減り、感染症リスクが低減
- 投票所受付を最小化、投票結果集計が迅速化でき、職員の負担軽減とコストの削減

② 多言語ポータルアプリ



- 緊急時にも外国語で迅速に情報提供



※イメージ画像



- 最新情報を分かりやすく提供
- 属性や希望に応じたコンテンツ表示
- あなた向けの大事なお知らせ、お得な情報をプッシュ通知
- 簡単な操作で手軽に申請

③ 行政手続DX



※イメージ画像



- 住民ニーズに合った行政手続を提供
- 多様な行政サービスを分かりやすくナビゲーション、「書かない・待たない・行かない」を実現
- 何度も同じ内容を書くことなく手続を効率化

④ 行政ビッグデータ活用

- 住民の声などを分析し、制度の隙間問題やデータ分析のバイアス等を検証し、的確なEBPMを推進



行政内部データ

- オープンデータなどの充実
- データ連携基盤を通じ民間への活用促進
- 住民主体のまちづくりへの活用
- Civic Tech
- DIYまちづくり



- 住民が参加するアイデアソンなどへ豊富な「行政ビッグデータ」提供することによって、データ分析や可視化を自ら行うことで、住民にはナッジが働き、「地域共生社会」や「SDGs」への取り組みを促進



必要なとき、必要な場所へあらゆる移動手段を

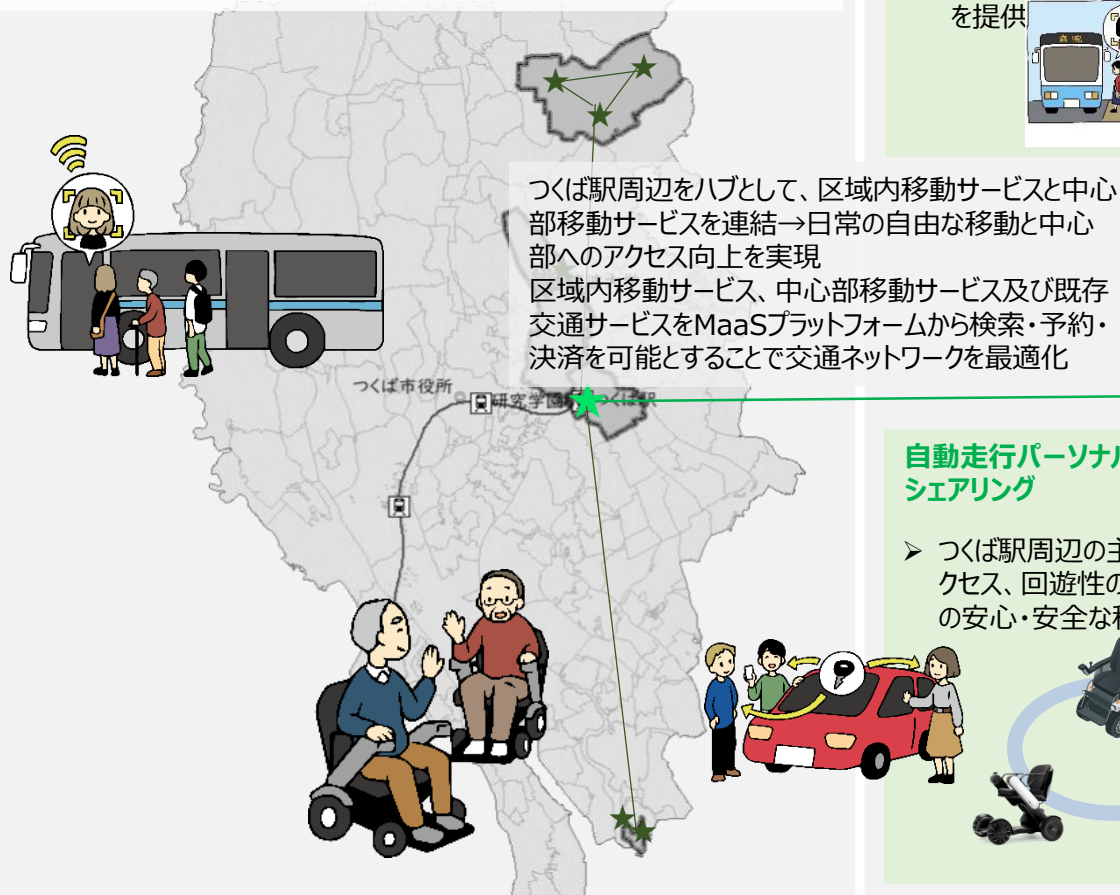
規制の特例措置（道路運送車両保安基準、道路交通法等）

- 基準の緩和について、同一車両で変更箇所が同一の場合については、審査の一部省略等、弾力的な運用を可能とすること。
- パーソナルモビリティについては、原動機を用いる身体障害者用の車椅子と同様に、歩行者の範囲に含めること。また、同法上歩行領域において当該パーソナルモビリティの無人自動走行を可能とすること。等

①周辺部コミュニティ・モビリティの導入

区域内移動サービス

- パーソナルモビリティ+AIオンデマンドバスサービスで地域内の主要な目的地（病院、店舗、公共施設等）へのスムーズな移動を実現
- 乗降ポイントは現在のつくたく利用実績データの解析により設定
- 中心部との結節点であるつくば駅周辺に接続



②中心部複合MaaSの導入

中心移動サービス

医療MaaS

- 筑波大学附属病院との連携により、移動と診察を組み合わせたサービスを提供



こどもMaaS

- 市内主要公園を低速自動走行モビリティで結び、親子での外出を支援



タクシーの相乗りサービス

- 既存交通サービス（路線バス、コミュニティバス）を補完し、中心部の移動の新しい選択肢を提供



自動走行パーソナルモビリティのシェアリング

- つくば駅周辺の主要目的地へのアクセス、回遊性の向上、交通弱者の安心・安全な移動



自動運転循環バス

- 学校、研究機関等の主要機関が集積する学園東大通り、スマートキャンパス化する筑波大学構内を接続





どこに住んでいても快適に買物ができるまちを

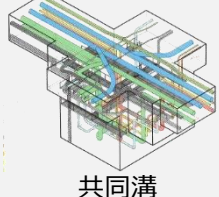
① 自動配送ロボットやドローン等による買物の利便性向上

【中心部】中心部の日常の買物をさらに便利に
対象：時間にゆとりのない子育て世代

自動配送ロボットとドローン活用による配送支援

- 中心部の大型スーパー等から70街区を空の道で結び素早く配送（さらに各戸のベランダに直接配送）
- 希望のタイミングで自動配送ロボットが自宅まで配送

将来的には共同溝を活用した配送も



70街区

ペDESTリアンデッキ付近

無人デリバリーロボットによる365日24時間配達

- ペDESTリアンデッキ付近の飲食店等から自宅へデリバリー
- 夜間等の配送も可能

無人デリバリーロボットによる買物後の重い荷物を自動追従型荷物搬送ロボットが配送支援

- 中心部の大型スーパー等から徒歩圏内の方へのサービス提供

近所のスーパー

規制の特例措置（航空法、道路交通法施行規則等）

- 飛行方法について、目視外飛行（レベル4）を実現すること。利用シーンに即した実効的な管制システム、機体認証、操縦ライセンスを規定すること。
- 原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準について、高さ要件については、これを撤廃すること。また、長さ要件を自転車と同じ190cmに緩和すること。等

② 移動スーパーの高度化

【周辺部】周辺部の点在するお店をもっと近くに
対象：買物等が困難な高齢者



小田地区

移動スーパーの位置を見える化

- 到着時間を正確に把握し、ムダなく買物



自宅と営業場所間のパーソナルモビリティ活用

- 到着時刻に合わせて自宅からパーソナルモビリティで自動運転で移動
- 買物後は、荷物を載せて自宅へ



医薬品等の販売

- 遠隔医療後、処方薬を移動スーパーでお届け



宝陽台地区



人生100年時代に自立していきいきとした生活を

規制の特例措置 (厚労省通知「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療棟の時限的・特例的な取扱いについて」等)

- 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施について、時限的・特例的に認められている初診からのオンライン診療については、これを恒久化すること。等

①健康寿命延伸

生活・医療の
情報をもとに
健康な生活を



②救急医療高度化と 人生計画

いつでもどこか
らでも医療と
安心を



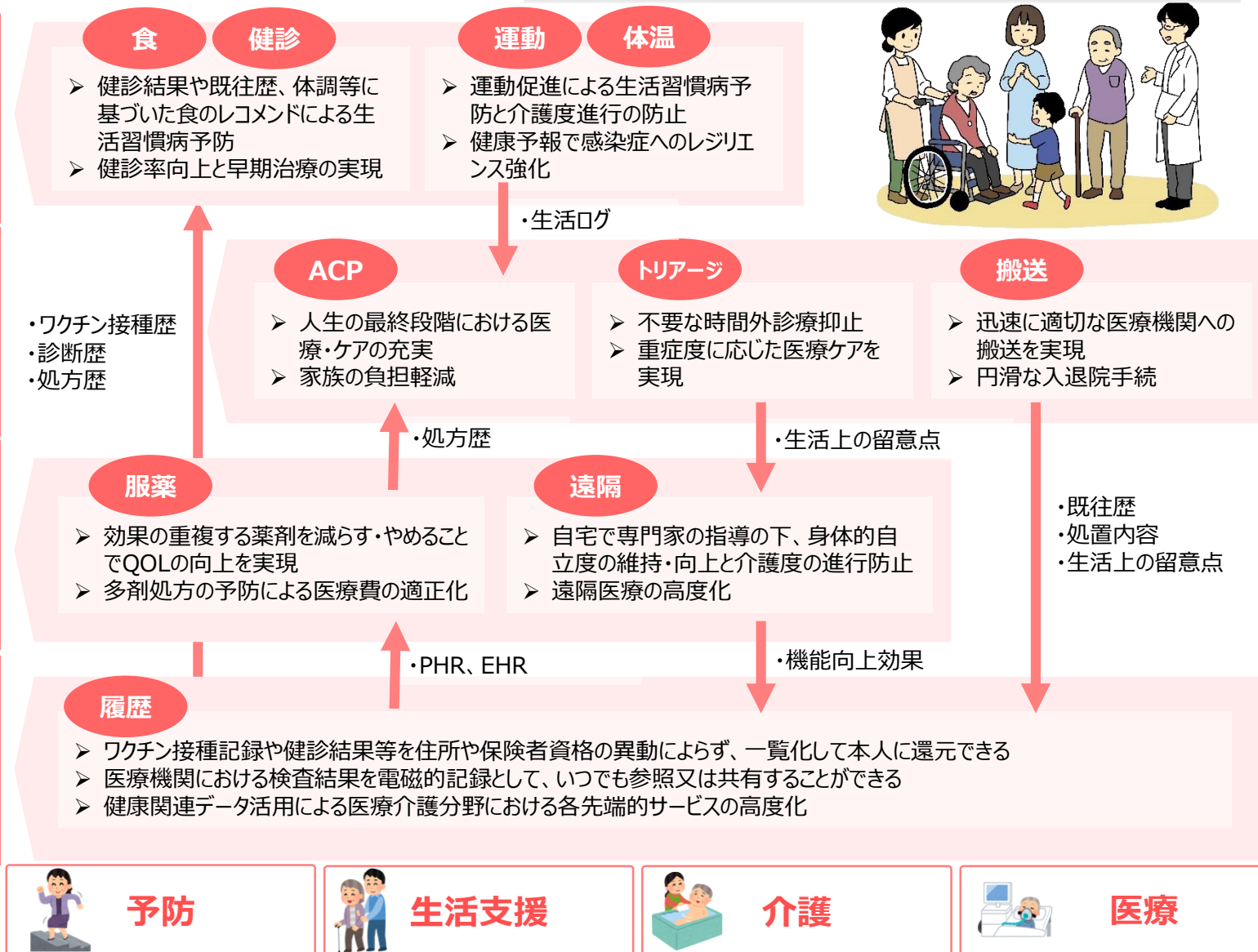
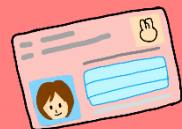
③医療・介護・服薬の 連携による包括的サービス

住み慣れたま
ちで自分らしい
人生を



④個人への健康関連 データの還元

自分の手元に
生涯の健康記
録を





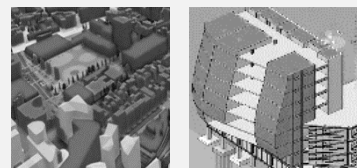
安全で持続可能な都市空間を

①インフラ・エネルギー・マネジメント

安全で持続可能な都市空間を

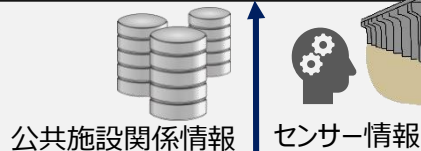


デジタルツイン
上でシミュレーション



- 都市空間をスマートプランニング及びP D C Aサイクルの実施
- 市全体や公共施設の快適な都市空間を保ちつつカーボンニュートラルの実現

データ連携基盤

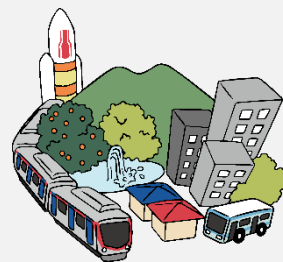


公共施設包括管理による
効率化・高度化

SIBによる予防保全
(長寿命化)

※SIB (ソーシャル・インパクト・ボンド)

成果連動型
民間委託契
約方式



- インフラ維持管理に関する
トータルコストの削減

規制の特例措置 (道路法施行規則等)

- ロボット等の先端技術を活用した近接目視以外の手法での点検については、これを認めること。等

②避難所・被災状況の可視化

住民とつくる災害に強いまちを

避難所等の見える化

被災状況の共有



- 避難場所や災害状況の見える化
- 住民や職員が市の災害対策本部に被害状況を共有

市役所の災害対応の効率化



- 双方向コミュニケーション等による効率化

③地域防犯情報ネットワーク

住民みんなで見守り安心で安全なまちを



- 不審者情報をデジタルツイン・地図上に表示・共有し、見守り力を強化
- アプリで通知することで犯罪リスクを軽減



先端的行政サービス（つくばトラスト①）

『オンラインでいつでもどこからでも選挙の投票を』

つくば市が抱える問題

- 投票所までの移動手段がない。公共交通で市内全域を網羅できておらず、自家用車がないと移動が困難
- 住民が地理的、時間的な制約を受けており、結果として住民の政治参加が妨げられている状況が顕在化
- 投票所等での感染症リスクの感染拡大の懸念
- 感染症患者は行動制限のため投票が困難
- 投票所運営、投票結果集計等の職員負担とコスト増

目指す未来と取組内容

- スマートフォンやタブレットから本人確認、秘密投票が確保されたインターネット投票を実現
- 投票における時間的、距離的負担を大きく軽減でき、移動が困難な人・忙しい人でも投票可能となることで投票率向上が期待
- 接触の機会が減り、感染症リスクが低減
- 投票所受付を最小化、投票結果集計が迅速化でき、中長期的には職員の負担軽減とコストが削減

① インターネット投票

【従来の投票】



- ✓ 時間の制約（投票所の開設時間）
- ✓ 地理的制約（決められた投票所）
- ✓ 移動の制約（投票所内外へのアクセス）
- ✓ 財政負担（場所と人の確保）
- ✓ 人的負担（立会・残業・深夜労働）

【インターネット投票】

制約と負担を軽減し、いつでもどこからでも投票可能に



1. スマートフォン/タブレットにつくばアプリをインストール（初回のみ）
2. マイナンバーカードで公的個人認証（初回のみ）
3. つくばアプリで投票ページを参照し、顔認証とパスコードで本人確認
4. 候補者を選択し、投票
5. 投票結果は暗号化され、投票者情報と切り離されて集計



- ※ 3年間にわたる行政が行う事業の審査でのインターネット投票システムの実証実績
- ※ 基本構想の住民意向の確認にインターネット投票を実施
- ※ 2021年度市内公立学校での生徒会選挙での活用（GIGAスクール構想と連携）

規制の特例措置（公職選挙法）

- 投票場所について、インターネット投票については投票所以外の場所も認めること。
- 期日前投票について、インターネット投票については期日前投票所以外にも認めること。等



先端的行政サービス（つくばトラスト②）

『行政情報をいつでもどこでも誰でも使いやすく』

つくば市が抱える問題

- 行政情報は、ホームページや各種アプリなどにバラバラに分散
- 自分が受けられるサービスを必要なタイミングに知ることが困難
- 届出や手続きをしたとき、一緒に行える手続きが不明瞭
- 外国人の言語の壁による情報格差が発生し、日本人と同じ情報が取得困難

目指す未来と取組内容

- 分散する行政情報を集約し、多言語で表示するポータルアプリを構築。住民の希望（オプトイン型）により、属性情報や関心事項に基づき個別化された適時の情報発信
- 住民は関心のある情報を見逃すことなく受け取ることが可能
- 緊急時にも外国語で迅速に情報取得

②多言語ポータルアプリ

「パッと見られて」「すぐ気づく」



- 災害等緊急時にも外国語で迅速に情報提供

つくばアプリ



※イメージ画像



規制の特例措置

(公的個人認証法)

- 署名利用者の異動等による署名用電子証明書の失効について、失効せずに当該異動等の際に使用した電子証明書により住所情報を書き換えることを可能とすること。等

- ・最新情報を分かりやすく提供
- ・属性や希望に応じたコンテンツ表示
- ・住民向けの大事なお知らせを個別化してプッシュ通知
- ・簡単な操作で申請



先端的行政サービス（つくばトラスト③）

『書かない・待たない・行かない窓口を』

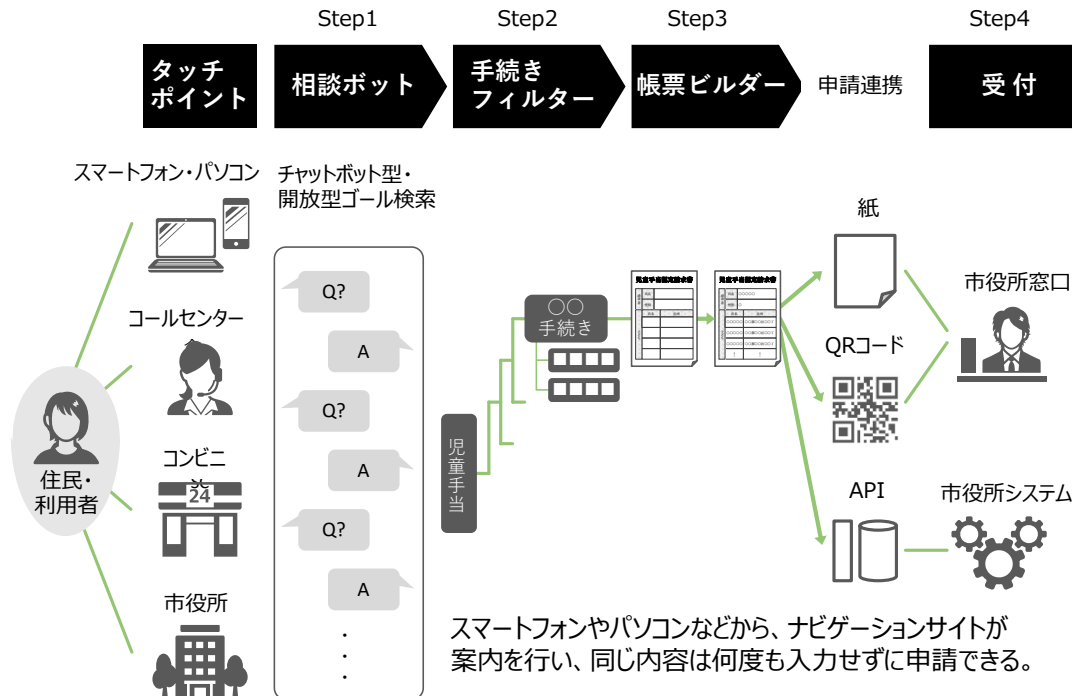
つくば市が抱える問題

- 住民ニーズに合った、行政手続窓口サービスが実現できていない。特に、デジタルトランスフォーメーションの観点からデジタル技術を活用した住民のユーザーエクスペリエンスの向上（何度も同じ内容を記載不要にすることなど）と、行政内部の業務効率化への対応

目指す未来と取組内容

- 行政手続に関する住民ニーズ調査を基に、窓口業務のサービスデザインの観点から、行政手続窓口をデジタル化（DX）
- 多様な行政サービスをナビゲーションするサイトを構築。行政手続での「書かない・待たない・行かない」を実現
- 行政サービス利用時の煩雑な申請手続を改善するための、行政手続棚卸しを実施、申請書作成手続を効率化

③行政手続DX



規制の特例措置（住民基本台帳法等）

- 対面規制について、マイナンバーカードと署名用電子証明書を活用した公的個人認証により、市役所に来庁せずに住民異動届をスマートフォン等から行う場合については適用除外とすること。又はそれらの規定を廃止すること。



先端的行政サービス（つくばトラスト④）

『行政ビッグデータで住民主体のまちづくりを』

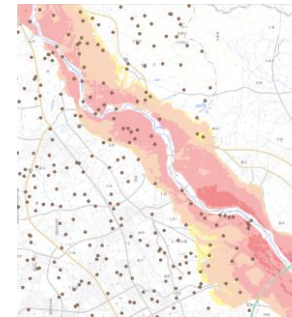
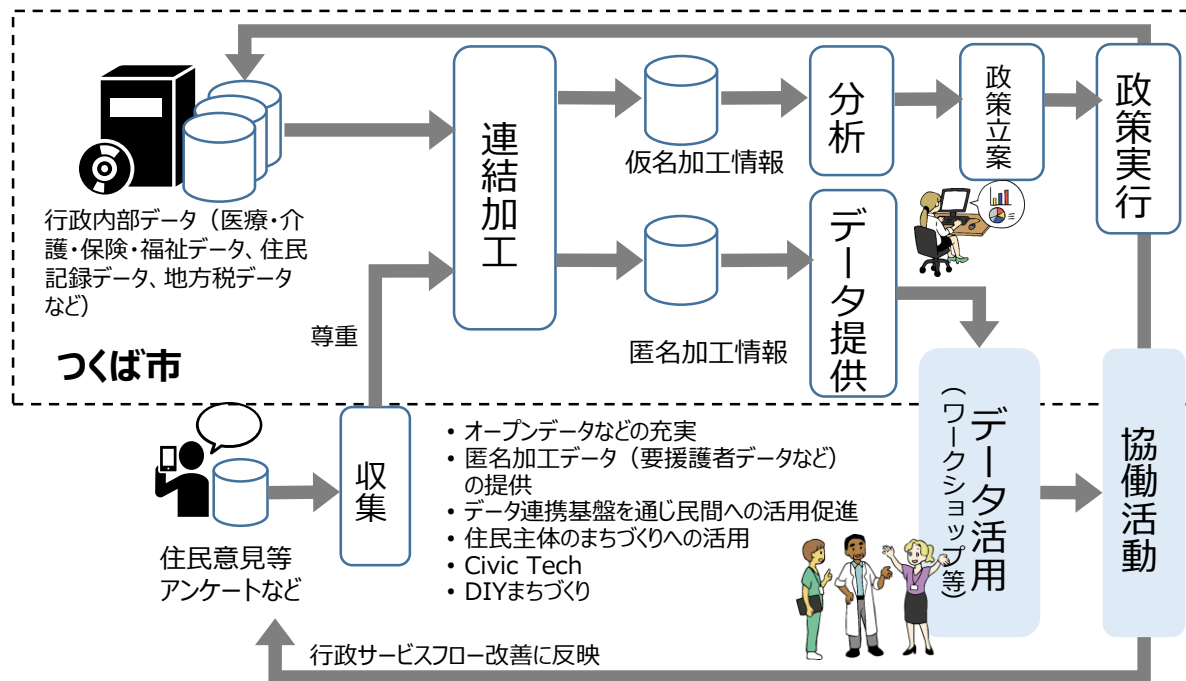
つくば市が抱える問題

- 地域の公的サービスと協働して、住民が主体的に地域課題の解決に参加できていない状況
- 住民は、市役所内部の大量のデータ（災害時に支援が必要な人のデータなど）へアクセス不可
- 複数の分野・地域にまたがる複合化・複雑化した課題に対し、市役所側の受け止めが不十分

目指す未来と取組内容

- 豊富な「行政ビッグデータ」の庁内共有・外部提供と、その分析により、地域課題を可視化
- 本人確認がなされた上での住民意見を収集する手段を開発し、住民意見等を分析し、制度の隙間問題やデータ分析のバイアス等を検証し、よりの確なEBPMを推進
- 住民と行政が一体となった「Hack My Tsukuba（データを活用したアイデアソン）」等のワークショップを実施し、住民が主体的に活動する「地域共生社会」や「SDGs」を実現

④行政ビッグデータの活用



規制の特例措置

（行政機関個人情報保護法）

- 行政機関非識別加工情報の提案募集について、機微情報については、行政機関の判断で募集から除外するのではなく、匿名加工の強度を増すことで提供できるようにすること。等



先端的移動サービス（つくばモビリティ①）

『必要なとき、必要な場所へあらゆる移動手段を』

つくば市が抱える問題

- 公共交通で市内移動するのが不便で、自家用車がないと、買物や通院など日常生活が不便
- 高齢者、障害者を支える移動手段が不足していることにより、ひきこもりがちになり社会参加が低下し、また、送迎など家族の負担や交通事故が増加

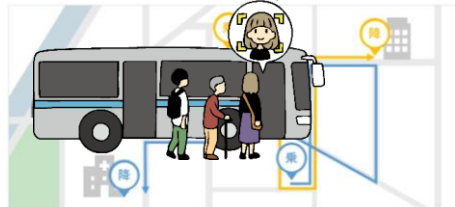
目指す未来と取組内容

- AI配車技術を活用したオンデマンドバスサービスを導入し、日常生活圏における目的地（病院、店舗、公共施設等）へのスムーズな移動を実現
- 自動走行機能を有するパーソナルモビリティを地区内シェアリングサービスとして導入し、オンデマンドバスの乗降場所まで離れている利用者でも利用しやすい環境を構築し、安心・安全な外出を実現

①周辺部コミュニティ・モビリティの導入



- パーソナルモビリティシェアリングサービスで、自宅周辺、最寄りのバス停までの移動をサポート
- 自動走行機能により、高齢者、障害者の安心・安全な外出を支援



- オンデマンドバスサービスで、日常生活における移動目的地へスムーズに移動
- 交通結節点であるつくば駅周辺に接続することで、中心部の利便性へもアクセス



「つくばアプリ」へ MaaS機能を実装

「つくばアプリ」からの検索・配車・決済を可能にし、利用しやすい交通サービスを実現

オンデマンドバスの運行情報（ダイヤ、走行位置等）、移動スーパーの運行情報と連携させたパーソナルモビリティの自動配車、アプリから配信される地域のイベント情報・コミュニティ活動情報等からの外出のきっかけ作りなど、多様なデータと連携することで目的に合わせたモビリティサービスを提供

データの活用



つくたく利用
データを解析



オンデマンドバス



移動スーパー

運行情報（ダイヤ、走行位置等）と連携させ、
パーソナルモビリティを自宅まで自動配車



※10年間にわたるデマンド交通サービス（年間5.5万人）の運用実績

規制の特例措置（道路運送車両保安基準等）

- 基準の緩和について、同一車両で変更箇所が同一の場合については、審査の一部省略等、弾力的な運用を可能とすること。
- パーソナルモビリティについては、原動機を用いる身体障害者用の車椅子と同様に、歩行者の範囲に含めること。また、同法上歩行領域において当該パーソナルモビリティの無人自動走行を可能とすること。等



先端的移動サービス（つくばモビリティ②）

『必要なとき、必要な場所へあらゆる移動手段を』

つくば市が抱える問題

- つくば駅周辺の主要ランドマークを歩いて回るためには各施設間の距離があるため、回遊性に乏しく、中心部の賑わい減少が顕在化
- 近距離の移動であっても自家用車頼り

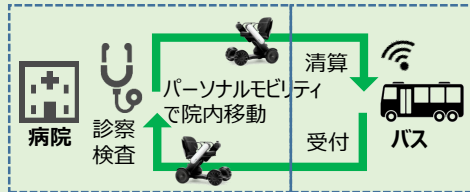
目指す未来と取組内容

- つくば駅周辺地区のペDESTリアンデッキでのパーソナルモビリティのシェアリング、学園東大通り・筑波大学構内での自動運転循環バスを提供し、つくば駅周辺の主要目的地へのアクセス、回遊性を向上
- つくばアプリを通じて、既存幹線交通へのスムーズな乗り継ぎを実現しつつ、タクシーの相乗りサービスや大学附属病院との医療MaaS、親子での外出に優しいこどもMaaSなど、新たな選択肢を提供

② 中心部複合MaaSの導入

医療MaaS

- 大学附属病院との連携により、移動と診察を組み合わせたサービスを提供



自動走行パーソナルモビリティのシェアリング

- つくば駅周辺の主要目的地へのアクセス、回遊性の向上、交通弱者の安心・安全な移動



こどもMaaS

- 市内主要公園を低速自動走行モビリティで結び、親子での外出を支援
- こども単独での習い事等への安全な移動を支援



タクシーの相乗りサービス

- 既存交通サービス（路線バス、コミュニティバス）を補完し、中心部の移動の新しい選択肢を提供



自動運転循環バス

- 学校、研究機関等の主要機関が集積する学園東大通り、スマートキャンパス化する筑波大学構内を結ぶ



公共交通サービス、パーソナルモビリティ、民間送迎サービスも含めた交通ネットワークの全体最適化

規制の特例措置（道路運送法等）

- 一般乗用旅客自動車運送事業については、「一個の契約により〇の国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する」を「一又は複数個の契約」にも適用範囲を広げるか、又は相乗り制度を新設すること。
- 基準の緩和について、同一車両で変更箇所が同一の場合については、審査の一部省略等、弾力的な運用を可能とすること。等



先端的物流サービス（つくばポーター①）

『中心部の日常の買物をさらに便利に』

つくば市が抱える問題

- 家事や育児で手が離せない、共働きで平日昼間は不在等、自分の都合に合わせて、欲しいときに荷物を受け取ることが困難
- ベビーカー利用時やこどもと一緒にの買物等、重い荷物を運ぶのが困難

目指す未来と取組内容

- グリーンフィールドの高層住宅へのドローン配送、ペDESTリアンデッキでの自動配送ロボットによる365日24時間デリバリー等、いつでもどこでも便利に荷物を受け取れる仕組みを確立
- 買物後の重い荷物を自動追従型荷物搬送ロボットが配送支援、こども連れでも買物が便利に

①自動配送ロボットやドローン等による買物の利便性向上

欲しいときに荷物が届く

自動配送ロボットとドローン活用による配送支援

配送元
(大型スーパー等)

「空の道」整備
自動飛行で配送し帰還

災害時でも高層階で受取可能

ドローン
ステーション

完全無人で自動配送
希望のタイミングで受け取り

【70街区】

【中心部の共同溝】
将来、共同溝
を配送路として
活用も

無人デリバリーロボットによる365日24時間デリバリー

【ペDESTリアンデッキ付近】

デリバリー元
(飲食店等)

完全無人で自動デリバリー

- ・夜間等の配送も可能
- ・無人化により感染症対策にも有効

重い荷物を自動で運んでくれる

買物後の重い荷物を自動追従型荷物搬送ロボットが配送支援

行きは徒歩

【近所のスーパー】

スーパー等

追従ロボが自宅まで自動配送

- ・重い荷物を自動追従型荷物搬送ロボットが配送
- ・配送後は自動帰還



規制の特例措置（航空法等）

- 飛行方法について、目視外飛行（レベル4）を実現すること。利用シーンに即した実効的な管制システム、機体認証、操縦ライセンスを規定すること。
- 歩行領域において当該パーソナルモビリティの無人自動走行を可能とすること。等



先端的物流サービス（つくばポーター②）

『周辺部の点在するお店をもっと近くに』

つくば市が抱える問題

- 近くにスーパーがなかったり、移動販売の時間が合わなかったりと、自家用車がないと周辺地区における生活用品の買物が困難
- 医療機関や薬局が近くになく、遠隔医療を受けた場合でもその後の処方薬の受取が困難

目指す未来と取組内容

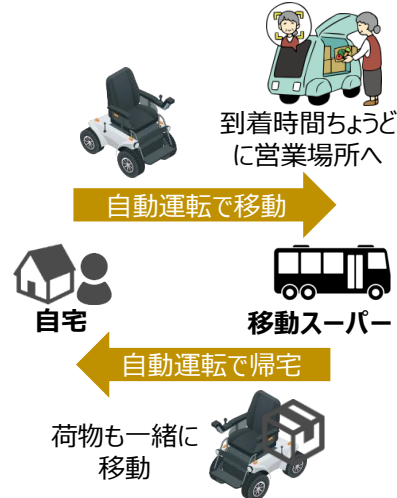
- 移動スーパーの現在地、到着時間をスマートフォンで確認可能にし、到着時間に合わせて自宅からパーソナルモビリティで移動する買物を実現
- 医療機関、薬局、スーパーの連携により、遠隔診療後に処方薬を移動スーパーで受取

②移動スーパーの高度化

移動スーパーの見える化

自宅と営業場所間の パーソナルモビリティ活用

パーソナルモビリティで楽々移動



移動スーパーの位置を見える化

移動場所、到着時間等がスマホでわかる

移動スーパーの現在地をリアルタイム表示



その他、こんな機能も

- ・運行状況等の**プッシュ通知**
渋滞、工事等で到着時間の遅れを通知
おすすめ商品や在庫状況のお知らせ等
- ・**キャッシュレス**
レジの効率化
購買データの活用（ニーズに応じた商品提供等）

欲しいものが届く

医薬品等の販売

遠隔医療受診後の薬をお届け

自宅で遠隔医療



移動スーパーで受け取り



生活習慣情報・
パーソナルヘルス
レコードに基づい
てたおすすめの
食品や日用品の
提供も



規制の特例措置

(道路交通法施行規則等)

- 原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準について、高さ要件については、これを撤廃すること。また、長さ要件を自転車と同じ190cmに緩和すること。
- 薬剤の品質管理について、「速やかに確実に」という点については、配送コスト等を踏まえた現実的な時限を目安として明瞭に示すこと。等



先端的医療介護サービス（つくばヘルスケア①）

『生活・医療の情報をもとに健康な生活を』

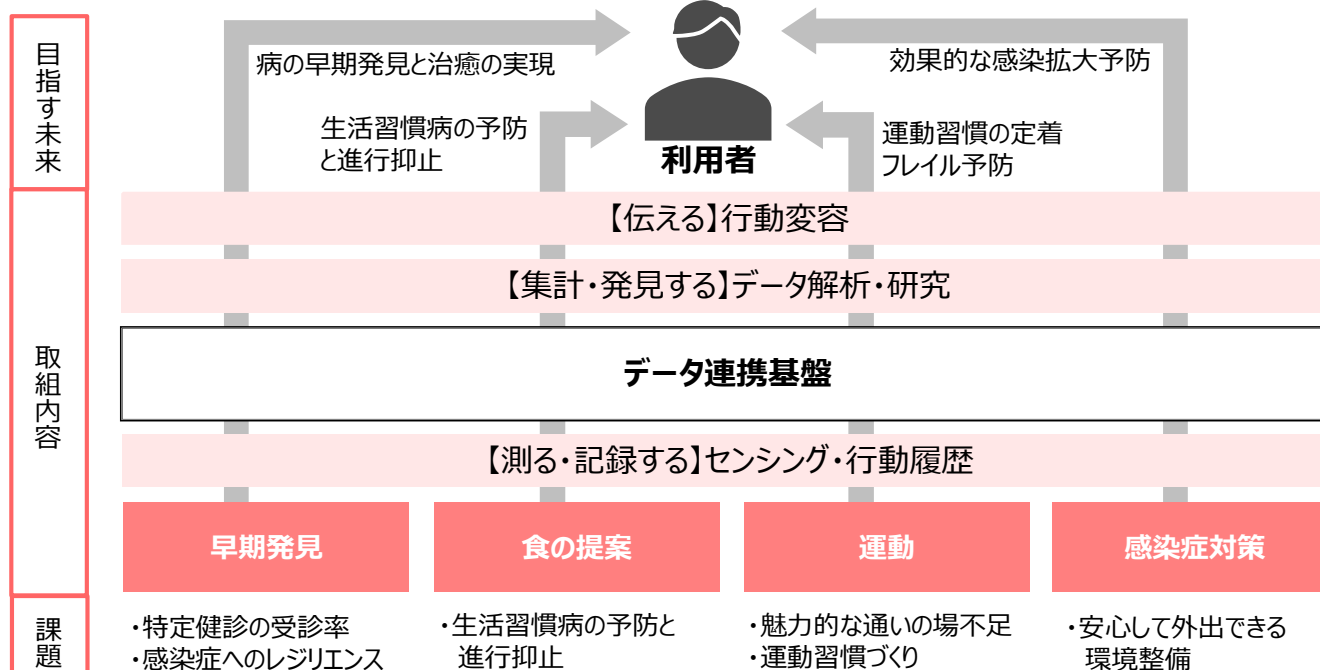
つくば市が抱える問題

- 高齢者の病気療養や要介護の期間が長期化（平均寿命と健康寿命とのかい離）
- 標準化医療費全体に占める生活習慣病は約 5 割であり、茨城県の標準化医療費よりも高額
- 特定健診の低受診率
- 高齢者の外出の機会や意欲が低下。他方、感染症の流行下では、外出を自粛するなどの活動縮小が必要

目指す未来と取組内容

- 生活情報と医療情報に基づいた食のレコメンドを実施し、糖尿病等の生活習慣病を予防・進行抑止
- コミュニティの形成支援と運動の習慣化により、外出意欲を創出、運動習慣の定着とフレイル予防を実現
- 行動タイプ別の勧奨通知を行い、病の早期発見と治療を実現
- 体温管理等による健康予報により、効果的な感染拡大予防

①医療情報や生活習慣情報活用による健康寿命延伸



規制の特例措置

（健康サポート薬局開設基準）

- かかりつけ薬局としての基本的機能について、薬剤師の相談対応時間については、薬局の開店時間内に限り対応することも可能とすること。



先端的医療介護サービス（つくばヘルスケア②）

『いつでもどこからでも医療と安心を』

つくば市が抱える問題

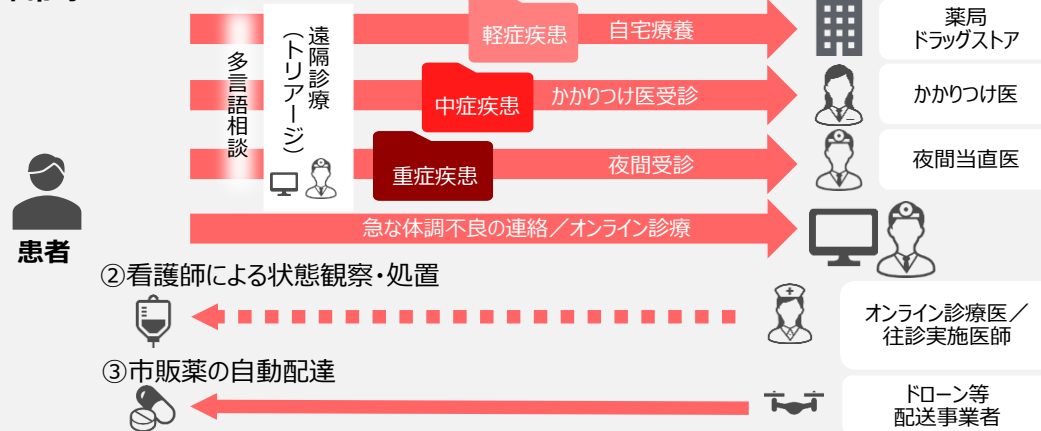
- 都市と郊外の二極化により、救急医療へのアクセスに地域差
- 侵襲的治療非希望や蘇生行為不要といった人生の最終段階における医療に対する希望が搬送後に判明
- 同時多発的な搬送要請が生じた場合、地理的距離だけでなく、必要な医師・医療設備、重症度と緊急度に応じた搬送が必要
- 感染症予防及び医療費の適正化の観点から、セルフメディケーションの促進が必要

目指す未来と取組内容

- 電子データでのアドバンス・ケア・プラン（ACP）作成・管理により人生の最終段階における医療・ケアに関する本人の希望を尊重
- 遠隔医療相談等による医療トリアージにより、不要な時間外診療抑止とセルフメディケーションを促進
- 緊急時において、生体認証に基づき医療関連情報を共有、適切な医療機関への搬送と救急医療を高度化

②救急医療高度化と亡くなる日までの人生計画

平常時 ①医師への医療相談



目指す未来

- ・適時適切な受診の判断ができる
- ・安心して自主服薬に取り組める

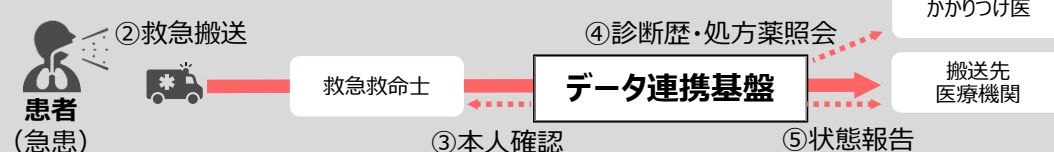


規制の特例措置

（厚労省通知「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療棟の時限的・特例的な取扱いについて」）

- 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施について、時限的・特例的に認められている初診からのオンライン診療については、これを恒久化すること。

緊急時 ①（※事前）ACPの作成／緊急時の情報開示に係る事前同意



- ・人生の最終段階における医療・ケアの充実
- ・適切な医療機関への搬送ができる



先端的医療介護サービス（つくばヘルスケア③）

『住み慣れたまちで自分らしい人生を』

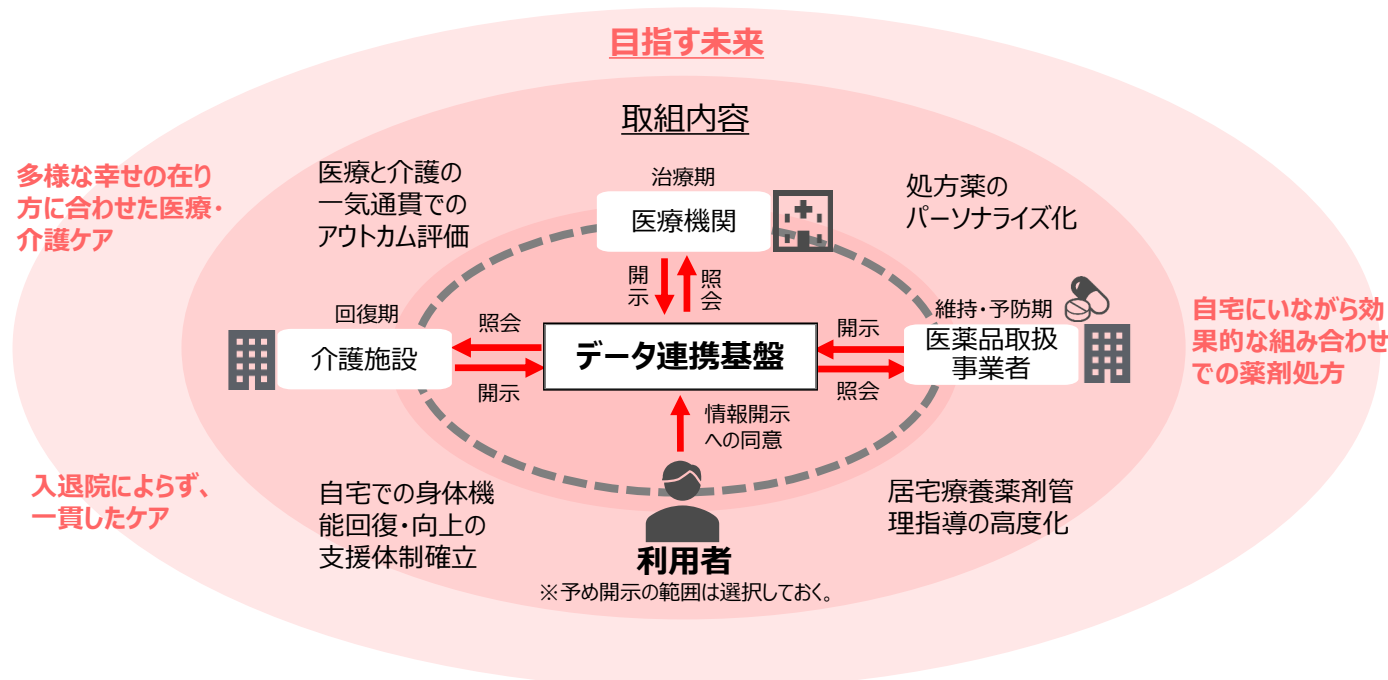
つくば市が抱える問題

- 医療と介護の分断によるサービスの空白地帯が存在
- 感染症予防の観点から、施設への通所のためらい
- 医療機関と介護施設で情報が分断していることから、各機関・施設において身体機能の維持・改善のみが評価対象となっており、先天的な機能差等を加味し、個人の感じ方（幸福度）を含めた評価が不可能
- 病院間及び薬局間で処方薬の情報が統合されていないため、複数の病院に通院する人ほど、多剤処方となる傾向

目指す未来と取組内容

- 医療・介護・薬局間で相互に情報を参照・分析・評価できる環境を構築、効果的な組み合わせの薬剤処方や多様な幸せの在り方に合わせたケアを実現
- 自宅等で専門家の指導の下、身体機能改善プログラムを受けられる仕組みを構築、入退院によらず、一貫したケアを提供

③医療・介護・服薬の連携による包括的サービス



◀ 遠隔診療を受け、多剤処方にならないよう配慮した内容で薬剤の送付・返却をする高齢者のイメージ

規制の特例措置

(個人情報保護法施行令等)

- 診療情報の開示について、開示の請求を行った者が希望する場合については、電子データでの交付を可能とすること。
- 飛行方法について、目視外飛行（レベル4）を実現すること。利用シーンに即した実効的な管制システム、機体認証、操縦ライセンスを規定すること。等

つくばヘルスケア
先端的医療介護サービス（つくばヘルスケア④）
『自分の手元に生涯の健康記録を』

つくば市が抱える問題

- 診療情報等の開示方法（紙、電子データなど）は、医療機関の管理者の指定する方法に限定
- 制度上、個人情報の開示についても書面交付が基本で、例外も請求者の同意の下、取扱事業者が決定
- 医療情報は機微性が高く、医療分野におけるマイナンバーの活用が限定的

目指す未来と取組内容

- 健康・医療情報の個人への電磁的データ還元により、自分の症病歴や処方薬の内容をいつでも閲覧可能化
- 保険者間の健診データの情報連携により、検査・診断結果や処方薬情報、予防接種履歴を第三者に開示可能化。資格異動時にもシームレスに健診結果を連携

④マイナンバー及びマイナンバーカードを用いた個人への健康関連データの還元

目指す未来

・自分の傷病歴や
処方薬の内容をい
つでも閲覧

・転出入によらない
健診・予防接種の
記録

・資格異動時にもシーム
レスに健診結果を連携

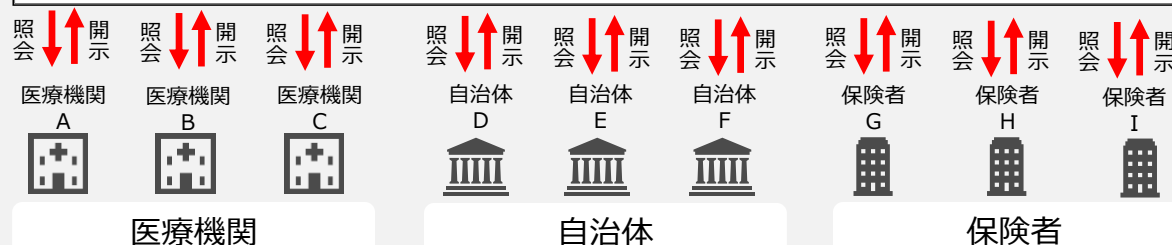
個人がマイナンバーカードによる
個人認証の下、データを照会

【照会例】病歴、服薬履歴、検査結果、健診結果、
予防接種履歴、障害者認定

利用者
照会 ↓ 開示 ↑

※照会したデータ別に統合されたもの

データ連携基盤



※医療等分野での番号（電磁的
符号を含む）による管理

※マイナンバーで管理

※マイナンバーで管理

取組内容

※厚労省の進める医療等情報の連結
推進に向けた被保険者番号活用
の取組みの方針を斟酌する。
※国の取組みを活用できるよう応用の
きく仕組みづくりに配慮する。

規制の特例措置 (マイナンバー法)

- 特定個人情報について、マイナンバーで紐づけられた健康関連データについては、同項に規定する特定個人情報から除外すること。



先端的防犯・防災・インフラサービス（つくばレジリエンス①）

『安全で持続可能な都市空間を』

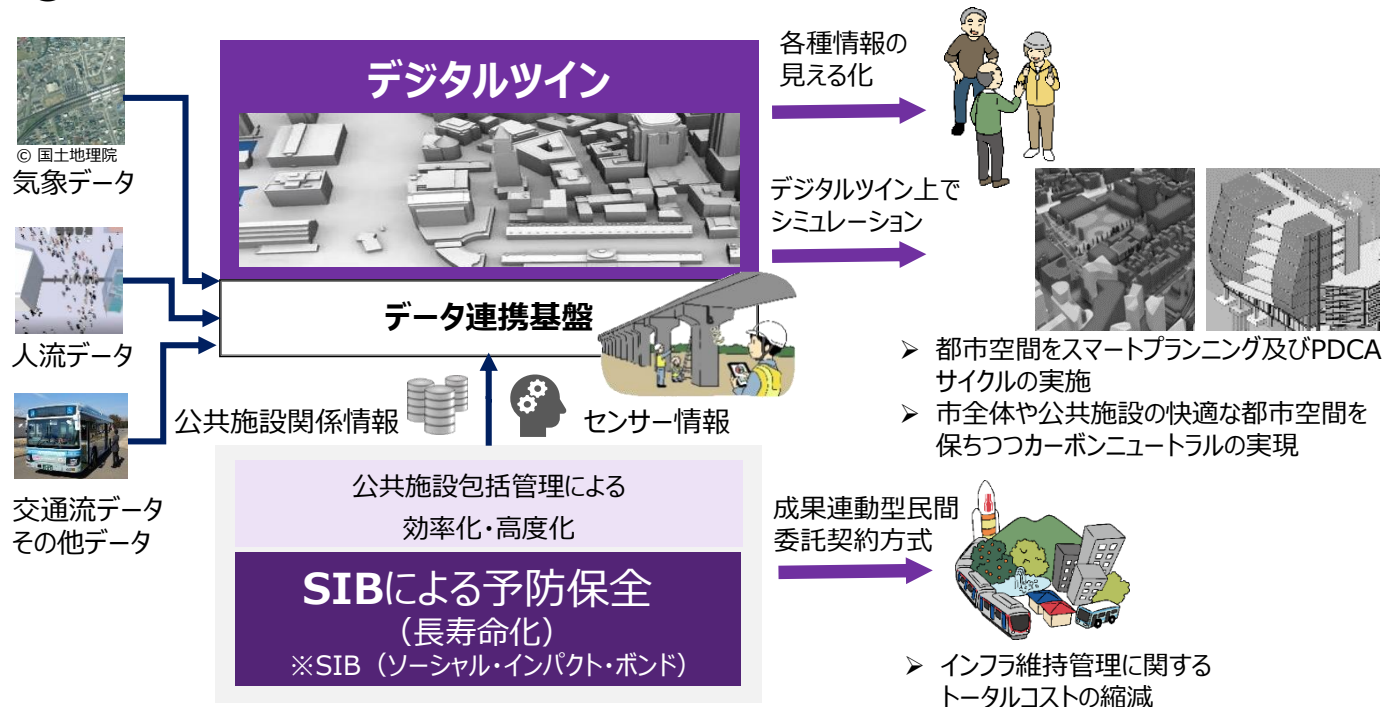
つくば市が抱える問題

- 研究学園都市建設時に整備されたインフラが一斉に老朽化し、更新時期が集中
- 公務員宿舎の処分による跡地開発等により、つくば駅周辺の緑豊かなゆとりある街並みが大きく変化するとともに、大規模商業施設の閉店等によりまちの賑わいが減少

目指す未来と取組内容

- SIBによる民間資金を活用した予防保全（長寿命化）の実施及び公共施設包括管理による専門性の向上及び維持管理の効率化によりインフラ維持管理に関するトータルコストを削減
- デジタルツイン上でのシミュレーションによる都市空間のスマートプランニングによる市街地の活性化やカーボンニュートラルの実現

① インフラ・エネルギー・マネジメント



規制の特例措置

（道路法施行規則等）

- ロボット等の先端技術を活用した近接目視以外の手法での点検については、これを認めること。
- 自己託送が認められる相互関係については、①公共施設に託送する場合、②市との防災協定（避難施設等）を行った場合、③補助金適用を受けた発電装置から任意の相手のPPAによる場合等に拡大すること。
- 水素の貯蔵量については、上限値を撤廃すること。



『住民とつくる災害に強いまちを』

つくば市が抱える問題

- 災害時の被害状況や避難所の開設状況等の確認、定時報告等が手間
- 比較的災害が少ないため、訓練だけでは避難所運営に関するノウハウが蓄積しにくい状況

目指す未来と取組内容

- 避難所の開設状況や被害状況、混雑情報、備蓄品、電源供給可能な水素燃料電池バスの位置を地図上で可視化し、住民の安全・安心な避難を支援
- 災害対策本部と避難所担当職員を双方向でつなぎ、市役所の災害対応を効率化

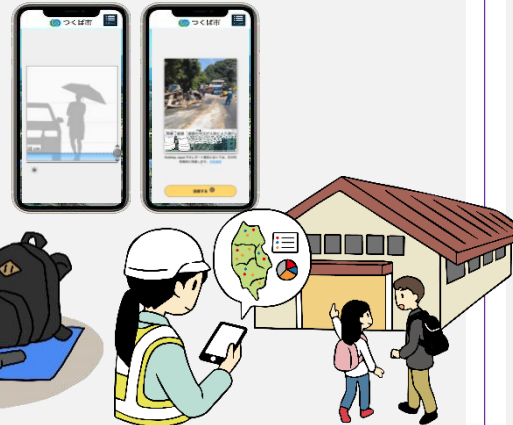
②避難所・被災状況の可視化

避難所等の見える化



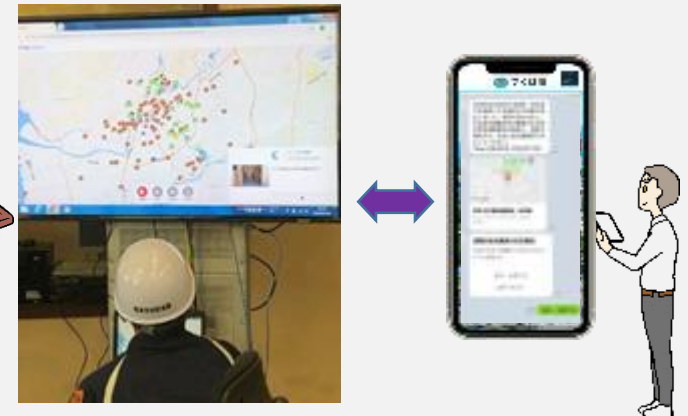
- 避難所の開設状況や被害状況、混雑情報、備蓄品、電源供給可能な水素燃料電池バスの位置を地図上で可視化

被災状況の共有



- 住民や職員が市の災害対策本部に被災状況を共有

市役所の災害対応の効率化



- 災害対策本部と避難所担当職員を双方向で接続

規制の特例措置 なし



先端的防犯・防災・インフラサービス（つくばレジリエンス③）

『住民みんなで見守り安心で安全なまちを』

つくば市が抱える問題

- 近隣に血縁者がいない核家族の増加や共働き世帯の増加等により、地域における相互助け合い力が低下
- 犯罪件数は県内でも高止まり

目指す未来と取組内容

- 学校が収集した不審者情報をつくばアプリの地図を經由して、保護者等希望する住民にプッシュ配信し、犯罪回避を促すことにより安全・安心なまちを実現
- 不審者情報を地図・デジタルツイン上に表示・共有し、市役所や警察での対策に活用

③地域防犯情報ネットワーク



新たな規制・制度改革の提案

No	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦参考資料がある場合は、その有無
1	公職選挙でのインターネット投票の可能化	マイナンバーカードと共通デジタルIDを活用した公的個人認証による一人一票の担保と、ブロックチェーン技術による秘密が守られ改ざん不可能で透明性を持ったインターネット投票を、スマートフォン等から行えるようにする。	投票所への移動が困難な高齢者や障害者の投票が容易になるほか、若年層の投票率の向上も期待できる。また、感染症対策にもつながる。	公職選挙法において、投票立会人や投票所における投票が必須とされている。	公職選挙法第44条 第45条 第46条 第48条の2 第68条	公職選挙法第44条による投票場所について、インターネット投票については投票所以外の場所も認めること。 第45条による投票用紙の交付について、インターネット投票については適用除外とすること。 第46条による自書・投函義務について、インターネット投票については適用除外とすること。 第48条の2による期日前投票について、インターネット投票については期日前投票所以外にも認めること。 第68条による無効投票について、インターネット投票については適用除外とすること。 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第3条による電磁的記録式投票機による投票について、インターネット投票については投票所以外にも認めること。	無
2	公的個人認証に係る住所変更後の電子証明書の自動書換可能化	分散する行政情報を集約し、多言語で表示するポータルアプリを構築する。 住民の希望（オプトイン型）により、属性情報に基づき個別化された情報発信も行う。 さらに、マイナンバーカードを活用し、行政への様々な申請・手続をアプリ上から行えるようにする。	マイナンバーカードを活用するためのJ-LIS電子証明書は住民が転居届を出すと「書換」でなく「失効」される。そのため、住民は転居届だけでなく証明書再発行申請も行わなければならない。また、関連民間サービスもすべてマイナンバーカードの再認証が必要となるが、「書換」が可能となることにより、行政手続に係る住民の負担軽減や感染症対策にもつながる。	マイナンバーカードを活用するためのJ-LIS電子証明書は住民が転居届を出すと「書替」でなく「失効」される。	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第15条第1項第2号 第34条第1項第2号	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第15条第1項第2号による署名利用者の異動等による署名用電子証明書の失効について、失効せずに当該異動等の際に使用した電子証明書により住所情報を書き換えることを可能とすること。 第34条（利用者証明用電子証明書の失効）第1項第2号による利用者証明用電子証明書の失効について、失効せずに当該異動等の際に使用した電子証明書により住所情報を書き換えることを可能とすること。	有 参考資料 A

新たな規制・制度改革の提案

No	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦参考資料がある場合は、その有無
3	住民異動届 手続のオンライン化	マイナンバーカードと署名用電子証明書を活用した公的個人認証により、役所に来庁せずに住民異動届をスマートフォン等から行えるようにする。	公的個人認証による本人確認を行うことにより、住民に関する正確な記録を担保することや住民の行政手続における負担の軽減、職員の業務効率化といった効果が期待できる。また、感染症対策にもつながる。	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）、住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）において、届出人が書面により届出すること（書面規制）、対面による本人確認が必須（対面規制）となっている。	住民基本台帳法第27条 住民基本台帳法施行令第26条 住民基本台帳法施行規則第52条	住民基本台帳法第27条及び住民基本台帳法施行令第26条による書面規制並びに住民基本台帳法施行規則第52条による対面規制について、マイナンバーカードと署名用電子証明書を活用した公的個人認証により、市役所に来庁せずに住民異動届をスマートフォン等から行う場合については適用除外とすること。又はそれらの規定を廃止すること。	無
4	非識別加工 情報に関する 仕組みの緩和	「行政ビッグデータ」の種類と数を様々な主体へ提供できるようにすることで、データ分析や可視化を住民や企業等が自ら行うことを可能とすることにより、住民や企業等が主体的に活動できるようにする。	企業側が利活用したい行政機関非識別加工情報が提供されるようになるため、利活用範囲が拡大し、マーケティングのみならず製品開発・研究等が活性化する。	マーケティングや研究・開発に有効な税等の個人情報ファイル簿が行政機関非識別加工情報の提案募集対象になっておらず、行政機関非識別加工情報の利活用範囲が極端に狭くなってしまっており、官民データ利活用が進まない。	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の4	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の4による行政機関非識別加工情報の提案募集について、機微情報については、行政機関の判断で募集から除外するのではなく、匿名加工の強度を増すことで提供できるようにすること。	無 (※)

※地方公共団体では、平成29年5月19日付け総行情第33号総務省大臣官房地域力創造審議官から「個人情報保護条例の見直し等について（通知）」で連絡のあった内容を踏まえ、行政機関個人情報保護法を参考にしつつ、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備が求められている。

新たな規制・制度改革の提案

No	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦参考資料がある場合は、その有無
4	非識別加工情報に関する仕組みの緩和	「行政ビッグデータ」の種類と数を様々な主体へ提供できるようにすることで、データ分析や可視化を住民や企業等が自ら行うことを可能とすることにより、住民や企業等が主体的に活動できるようにする。	行政機関の取扱事務の分類でなく、住民や企業側が利活用したい情報の単位で行政機関非識別加工情報が提供されるため、AIによる機械学習のインプットデータへの活用など、利活用範囲が拡大し、エリアマーケティングのみならず製品開発・研究が活性化する。	現状は、行政機関が公開している個人情報ファイル簿の単位での提案となっており、当該個人情報ファイル簿は各行政機関が各々の取扱事務の都合で自由に単位を定めているため、行政機関によって同じ個人情報ファイル簿名であっても差異があることや、住民や企業が必要とする情報が複数の個人情報ファイル簿に分散して格納されているケースの場合に、受領側では行政機関非識別加工情報の結合は不可能であるため利便性が極端に低下する。国民健康保険と介護保険など、市区町村の業務の単位にデータは分割されているので、例えばどういう病気の人がどんな介護サービスを受けているのかを分析する際には、当該データを個人単位で連結した上で匿名加工を実施しないと、分析目的が達成できない。なお、基本的には同一の行政機関内の異なる事務間のデータ連結を想定している。	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 第44条の4 第44条の5	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の4による行政機関非識別加工情報の提案募集について、住民や企業が行政機関へ行政機関非識別加工情報の提案については、当該行政機関が保有している個人情報ファイル簿を連結して受領できるような提案を可能にすること。	無 (※)
			行政機関非識別加工情報の利用手数料が安価になる。また、同情報の悉皆性や正確性が担保される。さらに、行政オープンデータの有効活用が進み、1.2兆円と試算される新市場が創出される。	行政機関非識別加工情報は、受領側では匿名加工情報であるため個人情報には該当しない。そのため、本来不要と考える当該オプトアウト照会を実施することで、非識別加工情報の提供に関する手数料が高額になるだけでなく、オプトアウトを勧奨することによってデータの悉皆性や正確性が欠損し、非識別加工情報の有用性を著しく減じることになる。 また、当該加工情報に含まれる個人全員に対して郵送で調査することを想定し、1人あたりのコストを200円程度（82円×2（1往復）＋事務手数料等）と仮定すると、10万件のデータであれば2,000万円にもなり、それがデータ提供時の事務費に上乗せされることになると、データ利活用の障壁になる。	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 第44条の8	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の8による第三者に対する意見書提出の機会の付与等について、行政機関が非識別加工情報を企業等へ提供する場合に求められる当該匿名加工情報に含まれる個人に対する意見照会（オプトアウトの伺い）については、これを不要とすること。	無 (※)

※地方公共団体では、平成29年5月19日付け総行第33号総務省大臣官房地域力創造審議官から「個人情報保護条例の見直し等について（通知）」で連絡のあった内容を踏まえ、行政機関個人情報保護法を参考にしつつ、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備が求められている。

新たな規制・制度改革の提案

No	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦参考資料がある場合は、その有無
4	非識別加工情報に関する仕組みの緩和	「行政ビッグデータ」の種類と数を様々な主体へ提供できるようにすることで、データ分析や可視化を住民や企業等が自ら行うことを可能とすることにより、住民や企業等が主体的に活動できるようにする。	マーケティングや研究・開発に必要不可欠な消費要素データが結合された状態で非識別加工された行政機関非識別加工情報が提供されることで、AIによる教師有機械学習のインプットデータへの利活用が拡大し、AIによるビッグデータ分析が加速化し経済活性化に寄与する。	行政機関側ではマーケティングや研究・開発に必要不可欠な消費要素のデータが存在しないため、そのことで行政機関側で保有している情報と企業側で保有している情報の相関分析などができない。行政機関非識別加工情報の利活用範囲が極端に狭くなってしまっており、官民データ利活用が進まない。例えばクレジットカード決済等によって本人が特定可能なダイエット食品等の購買履歴のデータを提供し、これに健康診査結果を結合して、非識別加工した上で受領し、安全性や効果の検証を悉皆的に行うことなどが考えられるが、当該結合を受領側で実施しようとすると、本人を特定する意図でのデータ結合となり、個人情報保護法違反になる可能性がある。	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の10	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の10による行政機関非識別加工情報の作成等について、企業等が行政機関へ行政機関非識別加工情報の提案を行う際に、企業から行政機関へ個人情報を入力時約款やオプトアウトに基づき提供し、行政機関側で企業側情報と行政機関側情報を結合した上で非識別加工して当該加工情報を受領できるようにすること。	無 (※)
5	車両の認可基準の運用の弾力化	日常生活圏における目的地へのスムーズな移動を実現するため、AI配車システムを活用した区域運行型のオンデマンドバスを運行する。学園東大通り（茨城県道55号、24号）の一部区間及びスマートキャンパス化する筑波大学構内に自動運転循環バスを導入する。子育て世代向けに、ペDESTリアンデッキに接する公園を、自動運転パーソナルモビリティで結ぶこどもMaaSサービスを導入する。	移動が困難な高齢者、障害者等の交通弱者やこども連れでも安心・安全に外出することができる公共交通環境が構築できる。自動循環バスサービスを市中心部に導入することで、主要施設への公共でのアクセスが向上し、住民のみならず、市外からの交流人口の増加が期待できる。	走行実証を行う実験車両単位で審査が必要で、同一車種・同一の変更であっても車両単位の審査となり、時間とコストを要している。	道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条	道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条による基準の緩和について、同一車両で変更箇所が同一の場合については、審査の一部省略等、弾力的な運用を可能とすること。	無

※地方公共団体では、平成29年5月19日付け総行情報第33号総務省大臣官房地域力創造審議官から「個人情報保護条例の見直し等について（通知）」で連絡のあった内容を踏まえ、行政機関個人情報保護法を参考にしつつ、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備が求められている。

新たな規制・制度改革の提案

No	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦参考資料がある場合は、その有無
6	運賃の完全キャッシュレス化	日常生活圏における目的地へのスムーズな移動を実現するため、AI配車システムを活用した区域運行型のオンデマンドバスを運行する。学園東大通り（茨城県道55号、24号）の一部区間及びスマートキャンパス化する筑波大学構内に自動運転循環バスを導入する。子育て世代向けに、ペDESTリアンデッキに接する公園を、自動運転パーソナルモビリティで結ぶこともMaaSサービスを導入する。	移動が困難な高齢者、障害者等の交通弱者やこども連れでも安心・安全に外出することができる公共交通環境が構築できる。自動循環バスサービスを市中心部に導入することで、主要施設への公共でのアクセスが向上し、住民のみならず、市外からの交流人口の増加が期待できる。	現金しか持たない乗客を拒否できない。	道路運送法（昭和26年法律第183）第13条	道路運送法第13条による運送引受義務について、現金しか持たない乗客については、運送の引受けを拒絶することを可能とすること。	無
7	タクシーの相乗りの解禁	新たにタクシーの相乗り制度を導入する。	タクシーの弾力的なサービス提供が可能となり、利用者に新たな選択肢を提供できる。	タクシーは「一般旅客自動車運送事業」に該当し、「1回の運送につき1つの運送契約」のため相乗りサービスができない。	道路運送法第3条第1号ハ	道路運送法第3条第1号ハの旅客自動車運送事業の種類について、一般乗用旅客自動車運送事業については、「一個の契約により口の国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する」を「一又は複数個の契約」にも適用範囲を広げるか、又は相乗り制度を新設すること。	無
8	パーソナルモビリティの公道走行及び無人自動走行の実現	原動機を用いる身体障害者用の車椅子、搭乗型移動支援ロボット等を含む歩行領域において人の移動を支援する原動機付の車（以下「パーソナルモビリティ」という。）の公道走行及び無人自動走行を道路交通法上可能とし、例えばバス停から自宅まで、自宅からバス停までの歩行を支援するための革新的なシェアリングシステムを実現する。	都市においては回遊性の向上、郊外においては交通弱者の外出トリップ数の増大、フレイル予防、ソーシャルインクルージョン、地区の持続性が促進され、より多くの住民が幸福感高く生活できる街が実現できる。	パーソナルモビリティは、原動機を用いる身体障害者用の車椅子を除き、道路交通法上、原動機付自転車や自動車として扱われる可能性が高く、現行法上、道路使用許可なしでは歩行領域を含む公道を走行できない。また、無人自動走行が認められていない。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項、第3項	道路交通法第2条第3項による同法における歩行者の範囲について、パーソナルモビリティ（保護者や介助者が同乗することも想定した複数人が搭乗するものを含む）については、原動機を用いる身体障害者用の車椅子と同様に、同項の規定に準じ、歩行者の範囲に含めること。また、同法上歩行領域において当該パーソナルモビリティの無人自動走行を可能とすること。	無

新たな規制・制度改革の提案

No	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦参考資料がある場合は、その有無
9	原動機を用いる身体障害者用の車椅子（電動車いす）の最高速度の引き上げ	原動機を用いる身体障害者用の車椅子、搭乗型移動支援ロボット等を含む歩行領域において人の移動を支援する原動機付の車（以下「パーソナルモビリティ」という。）の公道走行及び無人自動走行を道路交通法上可能とし、例えばバス停から自宅まで、自宅からバス停までの歩行を支援するための革新的なシェアリングシステムを実現する。	都市においては回遊性の向上、郊外においては交通弱者の外出トリップ数の増大、フレイル予防、ソーシャルインクルージョン、地区の持続性が促進され、より多くの住民が幸福感高く生活できる街が実現できる。	原動機を用いる身体障害者用の車椅子（電動車いす）は、最高速度が時速6kmと低速であるため、長距離の移動の際の負担が大きい。	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の4第1項第2号ロ	道路交通法施行規則第1条の4の原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準について、つくば市内で実施している搭乗型移動支援ロボットの歩行領域における実証実験では、最大で時速10kmで走行し、約3万kmにわたって約10年間無事故であることを踏まえ、歩行領域における速度の上限については、これを時速10kmとすること。また、原動機を用いる身体障害者用の車椅子以外のパーソナルモビリティについても同様の取扱いとすること。	有 参考資料 B
10	原動機を用いる身体障害者用の車椅子（電動車いす）の高さ要件の撤廃			高さ要件のため、障害物の検知や道路状況を把握し、安全な走行を支援するためのセンサー等を適切な位置に取り付けることができない。	道路交通法施行規則第1条の4第1項ハ	道路交通法施行規則第1条の4第1項による原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準について、原動機を用いる身体障害者用の車椅子の高さについては、これを撤廃すること。また、原動機を用いる身体障害者用の車椅子以外のパーソナルモビリティについても同様の取扱いとすること。	無

新たな規制・制度改革の提案

No	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦参考資料がある場合は、その有無
11	シェアードスペース（歩車共存空間）の社会実装化	つくば駅周辺、周辺部、70街区（グリーンフィールド）において、複数の道路からなるシェアードスペースのエリア設定を行う。	シェアードスペース（歩車共存空間）として、歩行者がゆったりと歩くことを楽しみ、車がスピードを出しづらい空間デザインを導入することで、以下の経済的社会的効果が期待される。 - 道路の利活用によるコミュニティの賑わいが導出される。 - 住民が主体的に道路の使い方を考えることで、地域の住民による道路管理が進み、長期的に維持管理コストが削減される。 - 通行車両の平均速度低下による、細街路における歩行者の交通事故・人身事故が減少する。	現行の道路構造令（昭和45年政令第320号）で規定される道路は、第一種から第四種からなるが、低速車両と歩行者が同一空間を使用できる区分がない。歩行者利便増進道路（道路構造令第41条）においても、街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物を必要としており、既存の道路をそのまま活用することを想定されていない。	道路構造令第3条 道路交通法第9条	道路構造令第3条による道路の区分については、同令に低速車両と歩行者が同一空間を通行できる道路を新設するか、又は設計速度が一時間につき15km以下である道路では、特別な通行帯を設けずに自動車、自転車及び歩行者が通行できるものとする。また、車道面を隆起させたハンプを設置する等、車両の速度を抑制する対策を講ずることを定めること。 道路交通法第9条による歩行者用道路を通行する車両の義務について、歩車共存道路については、これを通行する車両に同様の義務を定めること。	無
12	ドローンの住宅地における目視外飛行の制限緩和	つくば駅周辺の大型スーパーから70街区までの中距離範囲において、食料品・日用品等のドローン配送を行う。	住宅地におけるドローン配送ができるようになることで、子育て世代等の買物困難者の支援ができるようになる。	人又は家屋の密集している地域の上空で、無人航空機を飛行させる場合、国土交通大臣の許可が必要となる。（国家戦略特別区域法第25条の5の適用を想定） 無人航空機を飛行させる者は、目視により常時監視して飛行させる必要がある。	航空法（昭和27年法律第231号）132条（新設される無人航空機の機体認証制度・無人航空機操縦者技能証明制度も関連）132条の2	航空法第132条の2の飛行の方法について、ドローンの目視外飛行については、これを解禁すること。また、利用シーンに即した実効的な管制システム、機体認証、操縦ライセンスを規定すること。	無

新たな規制・制度改革の提案

No	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦参考資料がある場合は、その有無
13	ドローンによる携帯電波等の上空利用の許可	つくば駅周辺の大型スーパーから70街区等の中距離範囲において、食料品・日用品等のドローン配送を行う。	従来の制御で使用していた無線LANは近距離しか電波が届かないため、ドローン飛行距離に制約があった。携帯電話の通信網を利用できることで、中距離で安定したドローン飛行が可能となる。	ドローンは、陸上移動局として認められていないため、地上の電波を利用できない。	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第4条1項	電波法施行規則第4条第1項による無線局の種別及び定義について、ドローンの飛行については、簡易な手続で、携帯電話ネットワークを利用できるようにすること。また、携帯キャリアと連携し、地上の携帯電話利用へ影響を及ぼさないような範囲内での、地上電波の利用を認めること。	無
14	荷物搬送ロボットの公道走行及び無人自動走行の実現	自動配送ロボット、追従型荷物搬送ロボット等を含む歩行領域において荷物の搬送を支援する原動機付の車（以下「荷物搬送ロボット」という。）の公道走行及び無人自動走行を道路交通法上可能とし、例えば買物後の重い荷物の搬送を追従型荷物搬送ロボットが支援するなどの革新的な搬送サービスを実現する。	荷物搬送ロボットによる革新的な搬送サービスにより、高齢者や障害者等の交通弱者や時間にゆとりのない子育て世代等の買物困難者の買物の負担軽減につながる。	荷物搬送ロボットは、道路交通法上、原動機付自転車や自動車として扱われる可能性が高く、現行法上、道路使用許可なしでは歩行領域を含む公道を走行できない。また、無人自動走行が認められていない。	道路交通法第2条第1項、第3項	道路交通法第2条第3項による同法における歩行者の範囲について、荷物搬送ロボットについては、原動機を用いる身体障害者用の車椅子と同様に、同3項の規定に準じ、歩行者の範囲に含めること。また、同法上歩行領域において当該パーソナルモビリティの無人自動走行を可能とすること。	無

新たな規制・制度改革の提案

No	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦参考資料がある場合は、その有無
15	原動機を用いる身体障害者用の車椅子（電動車いす）の寸法要件の緩和	スーパーが近くにない周辺部において、移動スーパーの利用に係る利便性を向上する。例えば、原動機を用いる身体障害者用の車椅子で自宅から移動スーパーへ移動し、買物後の荷物も原動機を用いる身体障害者用の車椅子に乗せて自宅まで移動する。	免許を持っていない高齢者等の居宅近傍エリアにおいて買物ができるようになり、日常生活の利便性が向上する。	高さ要件のため、安全かつ確実に走行させるためのセンサー等を適切な位置に取り付けることができない。 長さ要件のため、積載できる荷物の量が少ない。	道路交通法施行規則第1条の4第1項イ及びハ	道路交通法施行規則第1条の4による原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準について、高さ要件については、これを撤廃すること。また、長さ要件を自転車と同じ190cmに緩和すること。	無
16	医薬品の対面販売の原則緩和	自宅で遠隔医療を受診し、処方された薬を移動スーパーで運搬する。	在宅で診療、服薬指導を受けた患者に対し、居宅近傍エリアにおいて処方医薬品を受け取れることを可能とすることで、患者の負担を軽減することができる。	一般用医薬品は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」により、一定の条件の下、郵送又は配送が認められているが、処方医薬品は対面販売が原則。 ただし、厚生労働省通達において、オンライン服薬指導の際、一定の条件の下、郵送又は配送が認められている。	薬生発0331 第36号（令和2年3月31日）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について（オンライン服薬指導関係）第2（4）④	薬生発0331 第36号（令和2年3月31日）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について（オンライン服薬指導関係）第2（4）④による薬剤の品質管理について、「速やかに確実に」という点については、配送コスト等を踏まえた現実的な時限を目安として明瞭に示すこと。	無
17	健康サポート薬局の開設基準（薬剤師の相談対応時間）の緩和	健康サポート薬局（検体測定室）の開設基準を緩和し地域内の店舗数の増加につなげることで、住民がセルフチェックと同時に薬剤師等の専門家に薬や健康食品等の幅広い健康に関する相談ができる環境整備を進め、生活習慣病の早期発見につなげる。	糖尿病や動脈硬化の重症化予防につながる。また、透析を必要とする慢性腎不全は、保険診療点数全体に占める割合が大きい。つくば市では当該疾患による後期高齢者医療の外来診療の標準化保険診療点数が、全国比約1.7倍と大きく、この削減が期待できる。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第1条第5項第10号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成28年厚生労働省告示第29号）第1号へにより、健康サポート薬局の開設には、薬局の開設時間外にも薬剤師が相談対応することとされており、健康サポート薬局の開設が困難となっている。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第1条第5項第10号に規定する厚生労働大臣が定める基準第1号へ	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第1条第5項第10号に規定する厚生労働大臣が定める基準第1号によるかかりつけ薬局としての基本的機能について、薬局の開設時間内に限り対応することも可能とすること。	無

新たな規制・制度改革の提案

No	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦参考資料がある場合は、その有無
18	初診からのオンライン診療の恒久化	感染症予防の観点や身体障害などの理由で医療機関の利用が困難な住民に対し、訪問看護師が付き添い、病状等を正確に医師に伝達可能なオンライン診療体制を構築する。	医療機関の利用が困難な住民の医療に対するアクセシビリティを向上することで病状重症化や医療費増大リスクを避けることが期待できる。また、不要不急の救急搬送を減少させ、医療体制の圧迫や社会保障費の削減が期待できる。	新型コロナウイルス感染症の拡大に際してのオンライン診療に係る初診対面原則の緩和が行われ、感染症予防の観点に限らず、医療機関の利用が困難な住民の医療に対するアクセシビリティが向上したが、当該時限的な特例措置である。	「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年厚生労働省） 「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療棟の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年厚生労働省）	「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療棟の時限的・特例的な取扱いについて」1.（1）による初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施について、時限的・特例的に認められている初診からのオンライン診療については、これを恒久化すること。	無
19	診療情報の提供方法の電子化	医療・介護情報等、利用者に関する外部情報と、センシングした利用者の身体情報に基づき、専門スタッフが身体機能向上のプログラム実施を遠隔でサポートする。	利用者が、居宅で簡便に自らの身体機能の維持改善に取り組むことで、自立度の維持・改善、介助者の時間的拘束や身体的負担の軽減が期待できる。さらに、医療・介護・福祉の社会保障コストの抑制が期待できる。	個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号） 第9条には、保有個人データの開示方法は「書面の交付による方法（開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法）」と規定されている。また、診療情報の提供等に関する指針（厚生労働省通知 平成15年9月12日医政発第0912001号）には、診療記録の開示方法は医療機関の管理者が指定できている。	個人情報の保護に関する法律施行令 第9条 診療情報の提供等に関する指針（平成15年9月12日医政発第0912001号） 7(3)③	個人情報の保護に関する法律施行令第9条、診療情報の提供等に関する指針7(3)③による診療情報の開示について、開示の請求を行った者が希望する場合については、電子データでの交付を可能とすること。	無

新たな規制・制度改革の提案

No	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦参考資料がある場合は、その有無
20	健康関連データの一元管理を可能とするためのマイナンバーの利用範囲拡大	自治体や医療機関等の各機関に分散する健康関連データをマイナンバーにより紐づけし、ワクチンの接種記録や処方薬、自治体健診のデータ等を、本人及び本人が同意した事業者が一元的に参照することを可能とする。	住民の属性や状況に応じたきめ細かい健康増進サービス等を効率的に提供することが可能となり、健康寿命の延伸、医療費抑制が期待できる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）において、個人番号を含む個人情報としての扱いとなり、利用用途が限定的であることや、本人同意の下でも口頭でのマイナンバーの伝達は認められないなど様々な制約を受け、データ管理者の負担が膨大になる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第2条8項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条8項による特定個人情報について、マイナンバーで紐づけられた健康関連データについては、同項に規定する特定個人情報から除外すること。	無
21	先端技術を活用したインフラ維持点検の可能化	橋梁等のインフラの維持管理について、成果連動型民間委託契約方式（PFS）のうち、民間からの外部資金調達を行うソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）方式によって予防保全の初期費を確保し、ドローンやロボット等の先端技術を活用したインフラ維持点検を実施する。	先端技術の導入により維持管理コストを下げることができ、税收減少の中で行政負担を軽減し、削減分を行政独自の施策等に充てることができる。	トンネルや橋の点検は、点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が行うこととし、近接目視により、5年に1回の頻度で行うこととされているため、ロボット等の先端技術を活用した近接目視以外の手法での点検が実施できない。	道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号） 第4条の5の6	道路法施行規則第4条の5の6による道路の維持又は修繕に関する技術的基準等について、ロボット等の先端技術を活用した近接目視以外の手法での点検については、これを認めること。	無

新たな規制・制度改革の提案

No	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦参考資料がある場合は、その有無
22	「自己託送」が認められる相互関係の拡大	ソーラーシェアリングや遊水地等で発電した電力を、自己託送制度を利用して、公的施設等へ供給する自己託送型オフサイト型PPAを適用する。 また、住宅の屋根補強と同時に太陽光パネルオフサイト型PPA送電を適用する。	再エネ分散型エネルギーシステムの拡充につながり、社会ニーズに合致したカーボンニュートラル、レジリエンス強化に貢献することができる。 公共施設のCO2削減につながるとともに、住民に広くCO2削減効果を波及することができる。 住宅屋根の再エネ活用により、レジリエンス強化に貢献することができる。	「自己託送」が認められる相互関係が「密接な関係」として「生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者」と「取引等により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者」と限定的である。	電気事業法（昭和39年法律第170号） 第2条第1項第5号ロ 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号） 第2条及び第3条 「自己託送に係る指針」（資源エネルギー庁平成26年4月1日）	電気事業法第2条第1項第5号ロ、電気事業法施行規則第2条及び第3条並びに「自己託送に係る指針」2. による自己託送を利用することができる者の範囲について、自己託送が認められる相互関係については、 ①公共施設に託送する場合 ②市との防災協定（避難施設等）を行った場合 ③補助金適用を受けた発電装置から任意の相手のPPAによる場合等に拡大すること。	無
23	水素の最大貯蔵量の緩和	再開発、地域開発に水素利用分散型エネルギーシステムを設置し、エリア内に電力、熱エネルギー供給事業を行う。 住民の利用ニーズに応じたスポーツ施設や温浴施設等の健康増進施設に関わる温水プール、温浴施設への電力、熱エネルギー供給事業を行う。	水素利用分散型エネルギーシステムの拡充などにより脱炭素社会が促進される。 これらの施設を災害時の避難収容施設とすると共に水素による脱炭素レジリエンスが実現される。	建築基準法（昭和25年法律第201号）により可燃性ガスである水素の最大貯蔵量の制限が定められており、エネルギー供給に必要な水素貯蔵に限界がある。	建築基準法第48条 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号） 第116条 第130条の9	建築基準法第48条並びに建築基準法施行令第116条及び第130条の9による危険物の数量について、水素の貯蔵量については、上限値を撤廃すること。	無

新たな規制・制度改革の提案

No	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦参考資料がある場合は、その有無
24	銀行又は銀行子会社・兄弟会社による不動産関連業務の一部解禁	金融機関による地域の未利用地（70街区）を活用した地方創生に資する再開発事業や不動産仲介業への参画を可能にする。	都市機能の強化による地域住民の利便性向上や再開発を通じた産業誘致・オープンイノベーションの促進により、産業創出や雇用創出が期待される。	銀行は、銀行法（昭和56年法律第59号）第10条、第11条、第12条その他の法律により営なむ業務のほか、他の業務を営むことができない。 また、子会社対象会社の範囲も制限されている。	銀行法第12条 第16条の2	銀行法10条による業務の範囲について、地方創生に資する不動産関連業務については、同条第2項各号に列記する銀行業に付随する業務に追加すること。 同法第16条の2による銀行の子会社の範囲等について、銀行業高度化会社の「一定の高度化等業務」（※）については、地方創生に資する不動産関連業務を追加すること。	有 参考資料 C
25	研究開発目的で補助金で整備されたインフラの民間事業者との協業利用の事前承認不要化	研究機関が国からの研究開発目的の補助金で整備した施設及び設備の利用について、民間事業者との協業で本来の目的外で利用することを補助金を所管する各省庁の長への個別の申請と承認なしに認めるもの。	研究機関が保有する最新鋭のインフラを本構想に供することが容易になるほか、事業の予見性に欠け参加を見送っていた民間事業者の参加意欲を高めることが期待できる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）において、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用、貸し付けてはならないとされている。当然、各省庁ではインフラの有効活用の為の枠組みを有しており適切な申請であれば承認を受けることができるが、調整が複雑かつ時間を要することと、承認を得られることの予見性に欠け民間事業者の幅広い参加を困難としている。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第3条 第22条	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の財産の処分の制限について、目的外での使用及び貸付に係る各省庁の長の承認については、本構想に参加する研究機関における民間事業者との協業における承認を不要とすること。	無

新たな規制・制度改革の提案

No	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦参考資料がある場合は、その有無
26	国有財産処分条件の緩和	公務員宿舎跡地等を活用した官民共同でのイノベーション拠点を創出する。	研究学園都市の研究成果や人材の集積をいかした新たな交流の場や最先端の技術を街区単位で実現できる社会実装の場を創出することで、イノベーションが誘発され新たなビジネスが生まれることが期待される。また、研究学園都市の理念を踏まえ、科学技術により社会課題の解決を行うことにより、世界のモデルとなる持続可能なまちを実現することが期待される。	国有地については、国有財産法（昭和23年法律第73号）にて処分することができるとされており、その手続は、会計法（昭和22年法律第35号）及び予算決算及び会計令に基づき、公共用又は公用又は公益事業の用に供するために必要な物件を直接に公共団体又は事業者売り払い、貸し付け又は、信託する場合に随意契約により行うことができることとされている。このため、民間活力を活用した官民共同のイノベーション拠点の整備に制約がある。	国有財産法第20条 会計法29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第21号	国有財産法第20条、会計法29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第21号による普通財産の貸付について、同号の「公共用、公用又は公益事業の用に供する」という条件については、官民共同によるイノベーション創出に向けたフィールドの確保及び整備についても適用すること。	無
				定期借地権を設定した貸付について、転貸の承認申請をする場合、地方公共団体が借り受け、福祉施設、認定こども園又は医療施設等に限り認められているが、これら以外の施設を経営する事業者へ転貸する場合については、原則認めないこととされており、複数用途が混在した民間活力を活用した官民共同のイノベーション拠点の整備に制約がある。	普通財産取扱規則第30条4項 「定期借地権を設定した貸付について」（令和元年9月20日付財理第3207号）	定期借地権を設定した貸付について7による貸付財産の転貸について、つくば市が民間活力を活用した官民共同のイノベーション拠点の整備を目的として転貸する場合については、転借人の範囲を拡大すること。	無
				国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第3条は、普通財産の減額譲渡又は貸付ができる範囲は、地方公共団体において、学校、公民館、図書館等と用途を限定列挙している。	国有財産特別措置法第3条	国有財産特別措置法第3条による普通財産の減額譲渡又は貸付ができる用途の範囲について、つくば市が民間活力を活用した官民共同のイノベーション拠点の整備を目的として借り受ける場合については、当該用途に含めること。	無

新たな規制・制度改革の提案

No	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦参考資料がある場合は、その有無
27	研究機関発スタートアップにおける研究開発及びその社会実装を促進するための国有財産の活用	国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人発のスタートアップが、文部科学省研究交流センターの施設・設備を利用して研究開発及びその社会実装を推進する。	本提案の先端的サービスのさらなる高度化や、未解決の社会課題の解決に資する新たな先端的サービスの提供が可能となる。	国有財産法第28条において、国有財産の処分が制限されているため、研究交流センターの施設を市が取得して、スタートアップの利用に供することに支障がある。	国有財産法第28条	国有財産法第28条による普通財産の譲与について、当該譲与が国の研究開発力向上に資する場合については、地方自治体に対して無償で譲与できるようにすること。	無
28	研究機関における研究開発を促進するための物品等の調達制限の緩和	国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人において、将来的にスーパーシティの先端的サービスに資する可能性のある研究開発を実施する。	本提案の先端的サービスのさらなる高度化や、未解決の社会課題の解決に資する新たな先端的サービスの提供が可能となる。	世界貿易機関政府調達協定協定附属書I付表3において、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人は、10万SDR相当額（現在は1,500万円）以上の物品を調達する場合等に、政府調達の手続をとらなければならないとされており、迅速な試験研究設備の導入が妨げられていることにより他国の研究機関との研究競争の重荷となっている。	世界貿易機関政府調達協定、協定附属書I付表3、及び政府調達手続に関する運用指針等について（平成26年3月31日関係省庁申合せ、令和2年12月25日一部改正）	世界貿易機関政府調達協定、協定附属書I付表3、及び政府調達手続に関する運用指針等についてによる国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人が実施する試験研究設備の調達について、世界貿易機関政府調達協定及び政府調達手続に関する運用指針等についてから除外すること。	無

既存の国家戦略特区の特例措置の活用予定

No	既存の国家戦略特区の特例措置の活用	特例措置を活用した事業の概要
1	自動車の自動運転等の有効性の実証を行う事業活動に対する援助（国家戦略特別区域法第37条の7）	区域会議の下に、近未来技術実証ワンストップセンターを設置し、すべての先端的サービスにおいて、実証段階における関係法令の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言、その他の援助を受けることを想定している。直近の例では、先端的サービス2「先端的移動サービス」のAI配車システムを活用した区域運行型のオンデマンドバス（AIオンデマンドバス）、こどもMaaSや先端的サービス3「先端的物流サービス」におけるドローンや自動配送ロボットに係る実証実験において活用することを想定している。
2	革新的な産業技術の有効性の実証に係る道路運送車両法等の特例（国家戦略特別区域法第25条の2から第25条の6まで）	先端的サービス2「先端的移動サービス」のAIオンデマンドバス、こどもMaaSや先端的サービス3「先端的物流サービス」におけるドローンや自動配送ロボットに係る実証実験において活用することを想定している。直近の例では、AIオンデマンドバスの実証に係る道路運送車両の保安基準の緩和認定について、現行では、走行実証を行う実験車両単位で審査が必要で、同一車種・同一の変更であっても車両単位の審査となり、時間とコストを要するところ、この特例措置を活用することにより、円滑な実証実験が可能となる。